

# 2019年度 品質管理委員会年次報告書

Quality Control Committee

## ANNUAL REPORT 2020



#### トップメッセージ



現在、我が国は、急速な人口減少等多くの社会課題に直面しており、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大も重なって、経済と社会の展望を描くのが困難な状況にあります。このような状況において、我が国の未来を切り拓くためには、資本市場の品格と活力を高め、持続的な価値創造能力の高い企業に効率的に資金が供給され、更なる成長を促すことを通じて、国民の富の増加を実現することが不可欠です。このためには、企業情報開示の信頼性が確保されていることが大前提であり、公認会計士は、財務諸表監査と内部統制監査を適切に実施し、企業情報開示の信頼性確保と企業経営の健全性

の確保に寄与することを通じて、品格と活力ある資本市場の形成に貢献してまいります。

当協会は、公認会計士全員が加盟する自主規制団体として、公認会計士の品位の保持と公認会計士業務の品質の維持・向上に取り組んでいます。特に、公認会計士の信頼の源泉である監査業務については、社会の期待や要請に応えるため、会員の規律・品位保持の徹底、監査制度及び監査環境の整備・充実に向けた様々な施策を実施しています。このうち、品質管理レビュー制度は、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況をレビューすることを通じて、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持・向上を図るものであり、最も重要な自主規制施策の一つです。また、社会的影響度の高い上場会社の監査のために設けられた上場会社監査事務所登録制において、品質管理レビューを登録要件とするとともに、その結果を広く一般に開示することによって、資本市場における財務諸表監査の信頼性確保に繋げる役割も担っています。2019年7月にはこれらの制度の見直しを行い、2020年度の品質管理レビューからは、これまで以上に実効性・透明性の向上が図られた体制で指導・監督を行ってまいります。

資本市場の信頼の基盤である企業情報開示の信頼性が確保され、資本市場が健全に機能するためには、企業経営者、監査役等、投資家をはじめとする様々なステークホルダーと監査人とが、健全かつ建設的な協働関係を築いていくことが重要であると考えており、本書及び併せて公表している「品質管理レビュー事例解説集」が、当協会の自主規制の取組や監査に対するご理解の一助となれば幸いです。

当協会は、今後も、国民経済の健全な発展のために公認会計士にどのような貢献ができるのかを考え、自主規制機能の更なる充実に取り組んでまいります。

2020年6月

日本公認会計士協会

金手场之方

### 品質管理委員会 小暮和敏委員長メッセージ

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上に向けた様々な施策を実施しています。このうち、1999年度に導入した品質管理レビューは、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況について指導・監督を行うことにより、監査事務所の一定水準の監査品質の確保を図る制度であり、当協会の自主規制の中核的な施策の一つとして取り組んでいます。また、2007年度からは、資本市場における財務諸表監査に対する信頼性確保に資するため、上場会社監査事務所登録制度を運用しており、上場会社を監査する監査事務所に係る名簿を備え、品質管理レビューを通じて名簿への登録の可否や必要な措置を決定するとともに、これらを広く一般に開示しています。

これらの制度については、資本市場の重要なインフラである会計監査の信頼性を支える 役割を担うものとして、その時々の監査環境に応じた制度及び運用の在り方について継続 的に改善を図っています。

2019年度の品質管理レビューの実施に当たっては、品質管理レビュー実施前の情報収集・分析及びリスク・アプローチの一層の強化、監査事務所の現場力向上に資するための深度あるコミュニケーションの実施等により、実効性の向上に努めました。

また、2019年7月には、当協会の総会において会則を変更し、リスクに注力した品質管理レビューの実施を徹底するためのオフサイト・モニタリング機能の強化やレビュー実施頻度の柔軟化、会員及び社会の理解を促進するためのレビューの結論の見直しや情報提供の拡充など、品質管理レビュー制度の実効性・透明性の向上を図るための見直しを行いました。変更後の制度は、2020年度の品質管理レビューから適用することとしており、円滑な導入に向けて体制を整備してまいりました。

公認会計士に対する社会的信頼を確立し、公認会計士が監査を通じて資本市場における 情報開示の信頼性の確保に貢献していくためには、公認会計士の自主規制団体としての当 協会の取組を広く関係者の皆様に説明し、理解を得ることが必要と考えております。

本書のほか、品質管理レビューに係る具体的な事例をまとめた『品質管理レビュー事例解説集』も併せて公表しており、これらが資本市場関係者の皆様にとって、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度をご理解いただくための一助となれば幸いです。

ristitute of Ceranea rumo.

### 目 次

【第1部 概要編】······	• 1
1. 日本公認会計士協会について	• 2
2. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組	• 3
3. 品質管理レビュー制度等	• 4
4. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	13
5. 通常レビューにおける改善勧告事項	19
6. 改善勧告事項となった原因と対策(改善措置)	24
7. 上場会社監査事務所登録制度	26
8. 上場会社監査事務所名簿等の状況	28
9. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	29
10. 自主規制の機能向上に係る制度変更	31
11. 今後の行動計画	35
(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況	36
(参考2) 上場会社の会計監査人の異動状況	37
【第2部 詳細編】	39
1.品質管理レビュー制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係	49
3. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	51
4. 通常レビューにおける改善勧告事項	63
5. 改善勧告事項となった原因と対策(改善措置)	67
6. 上場会社監査事務所登録制度	71
7. 上場会社監査事務所名簿等の状況	76
参考資料	79
品質管理委員会の構成員	96

本報告書は「概要編」及び「詳細編」で構成され、「概要編」は、品質管理レビューに係る 基本的な制度説明や2019年度の品質管理の状況のレビューの実施結果の概要等を簡潔にまと め作成しています。「詳細編」は、「概要編」の内容を基に、品質管理レビューの結果等につい て前年度との比較を行うなど、より詳細な説明や分析を行い、品質管理レビューの結果等をよ り深く理解できるように作成しています。

なお、品質管理レビューの結果及び結果に基づく措置については、2019年5月20日開催の品質管理委員会後から2020年4月15日開催の品質管理委員会にて承認し、又は決定した事案を2019年度分として取り扱っています。

# 第1部 概要編

## | 日本公認会計士協会について

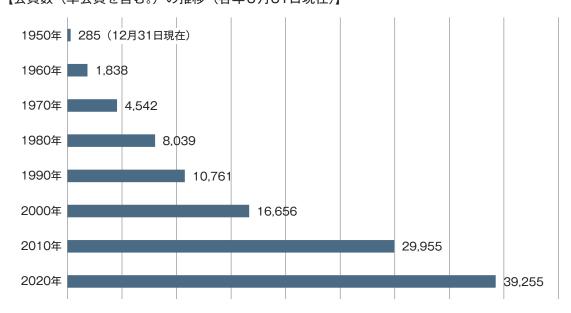
日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)は、公認会計士がその使命を全うするため に公認会計士の指導・監督に努め、その資質向上に尽力しています。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年に任意団体として発足し、1966年に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、2004年4月には、特別の法律により設立される民間法人(特別民間法人)となりました。

当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士並びに監査法人で構成され、当協会の準会員は、会計士補、公認会計士試験合格者等で構成されています。2020年3月31日現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士31,795人、監査法人245事務所であり、準会員数は会計士補、公認会計士試験合格者等7,215人、会員(準会員を含む。)数の合計は39,255です。

当協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・ 向上、業務の品質維持などに係る様々な活動を行っています。

#### 【会員数(準会員を含む。)の推移(各年3月31日現在)】



## 2

## 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持、向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、下図のような自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。

拠るべき基準等の作成及び 実効性確保のための会員支援

職業規範(倫理規範及び 実務指針等)の整備 公認会計士としての 資質の維持·向上

② 継続的専門研修(CPE)制度

監査事務所における 品質管理の維持·向上

3 品質管理レビュー制度

Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士 個別の 問題発生

個別の事案に係る 懲戒処分の実施

⑤ 綱紀審査制度

個別の事案に係る指導·監督機能、 処分懸念事案に係る調査及び審議

4 監査・規律審査制度

## 3 品質管理レビュー制度等

#### (1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査法人又は公認会計士(以下「監査事務所」という。)が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度(品質管理レビュー制度)を、公認会計士法の趣旨を踏まえて自主規制として導入し、1999年度から実施しています。

品質管理レビューは、当協会の会則等に基づき、品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続等に準拠して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図るものです。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査 事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、当協会は、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所(以下「上場会社監査事務所」という。)における監査の品質管理体制の更なる充実強化を図るため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、当該部会は、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿等を備え、広く一般に公開するとともに、これらの名簿への登録の可否や登録に関する措置を決定しています。

各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名 簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(以下「上場会社監査事務所名簿等登録事務 所」という。)でなければならないとされています。

なお、上場会社監査事務所登録制度の詳細については、「7.上場会社監査事務所登録制度」をご 参照ください。

#### (参考)

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部変更を2019年7月の定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。

詳細については、「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

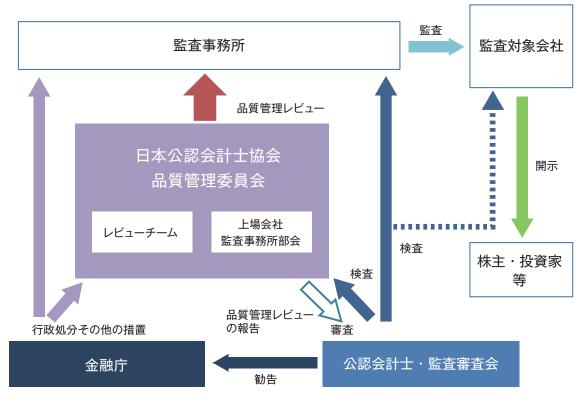
#### (2) 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係

当協会の品質管理レビュー制度は、公認会計士法に基づき、2004年度から公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けています。公認会計士・監査審査会は、公認会計士法及び金融庁設置法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関です。公認会計士・監査審査会の主な業務内容は、公認会計士、監査法人及び外国監査法人等並びに当協会に対する検査等、公認会計士試験の実施、公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議です。

当協会は、公認会計士・監査審査会に対して、月次及び年次で品質管理レビューの状況報告を 行っています。

以下の図は、金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係を示しています。

### 【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



#### (3) 監査事務所の品質管理のシステム

監査事務所は、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理基準委員会報告書第1号「監 査事務所における品質管理」に定められた以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用し なければなりません。

- ① 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体(以下「専門要員」という。)が 職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成されるものであり、 監査事務所は、これらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシ ステムに準拠して監査業務を行わなければなりません。

#### 【監査事務所の品質管理のシステム】

#### 品質管理に関する責任

●品質を重視する風土の醸成

#### 職業倫理及び独立性

●監査対象会社等からの独立性の保持

#### 監査契約の新規の締結及び更新

●監査対象会社等の規模・複雑性・誠実性及び監査事務所の受入体制(専門要員の確保を含 む。) の評価、適切な監査業務を実施できるかの判断

#### 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

●専門要員に必要とされる適性や能力の維持・開発

#### 業務の実施

- ■監査に必要な情報・技法の蓄積(監査マニュアル・ガイダンス、監査ツール等)
- ●監査責任者による指示・監督・査閲
- ●適時かつ適切な監査調書の作成

#### 審査

- ●審査担当者の十分な知識・経験・能力と当該監査業務に対する客観性の確保
- ●深度ある審査の実施

#### 品質管理のシステムの監視

●日常的な監視、定期的な検証により発見された不備の影響の評価、伝達及び是正

#### 品質管理のシステムの文書化

●品質管理のシステムの整備及び運用状況の適切な記録・保存

#### (4) 通常レビューの種類及び対象監査事務所

通常レビューは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為です。通常レビューには、 定期レビューと機動レビューの二つの種類があります。

#### 【通常レビューの種類】

通常レビューの種類	内容
定期レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として3年に一度の頻度で計画的に実施するレビュー (大手監査法人 (注) は2年に一度)
機動レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、前回の通常レビューで限定事項付き結論となった場合等、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に機動的に実施するレビュー

<sup>(</sup>注) 大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ常勤の専門要員が1,000人以上の監査事務所をいいます。2020年3月31日現在では、4法人が該当しています。

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所は、通常レビュー対象の監査事務所となります。

#### 【通常レビュー対象監査事務所】

(2020年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
通常レビュー対象監査事務所	144事務所	62事務所	206事務所
うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所	128事務所	8事務所	136事務所

<sup>(</sup>注)上場会社監査事務所登録制度の詳細については「7.上場会社監査事務所登録制度」、「8.上場会社監査事務所 名簿等の状況」をご参照ください。

#### (5) 通常レビューの実施方法

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方 法により、品質管理レビューを実施しています。

#### 監査事務所における品質管理の確認

個別の監査業務(以下「個別業務」という。)に影響を与える監査事務所の品質管理のシステム の整備及び運用の状況をレビューします。

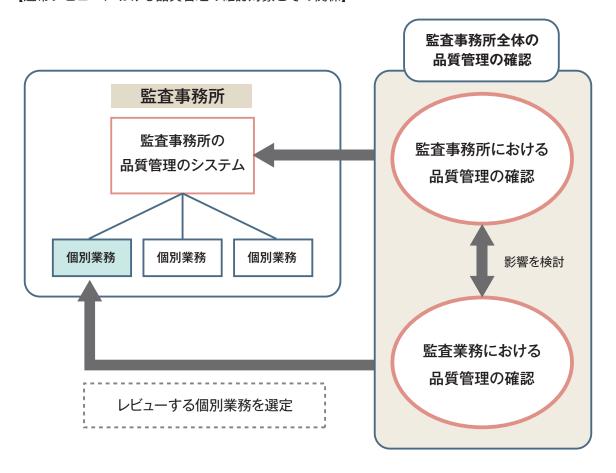
#### 監査業務における品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが、個別業務において適切に運用されているかどうかをレ ビューします。

なお、レビュー対象とする個別業務については、監査業務のリスクの程度や監査事務所の状況を 考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、 監査事務所の品質管理のシステムへの影響について検討します。

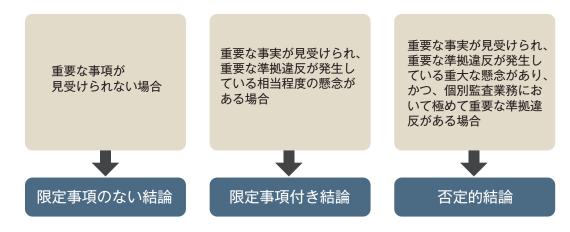
#### 【通常レビューにおける品質管理の確認対象とその関係】



#### (6) 通常レビューの結論(品質管理レビュー報告書)

通常レビューを実施した結果に基づき、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況 に関する結論を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

通常レビューの結論は、以下の3種類です。



限定事項付き結論は、例えば、重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、重要な虚偽表示を看過している相当程度の懸念がある場合や監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合に表明されます。

なお、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません(結論の不表明)。

#### (7) 改善勧告事項(改善勧告書と改善計画書)

品質管理レビュー報告書の結論にかかわらず、監査事務所の品質管理の向上に資する改善の必要な事項(改善勧告事項)がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付しています。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画 書の提出が求められます。

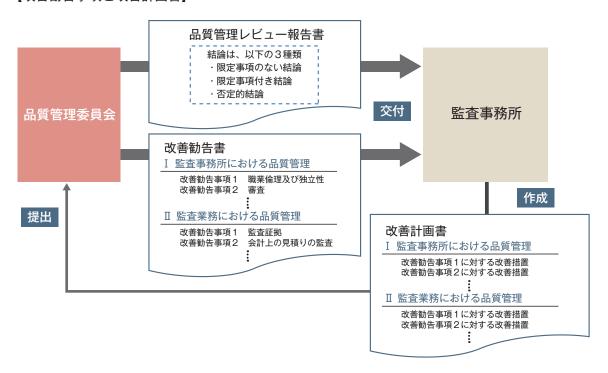
#### ① 改善勧告書

改善勧告事項は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況である「監査事務所における品質管理」に関するものと、個別業務における監査事務所の品質管理のシステムの運用状況である「監査業務における品質管理」に関するものに区分され、「改善勧告書」に記載されます。

#### ② 改善計画書

改善勧告書を交付された監査事務所は、監査事務所が実施する改善勧告事項に対する改善措置に ついて記載した改善計画書を作成し、品質管理委員会に提出します。なお、レビューアーは監査事 務所の改善計画が効果の高いものとなるように、監査事務所への指導を実施しています。

#### 【改善勧告事項と改善計画書】



#### (8) 改善措置の状況の確認 (フォローアップ・レビュー報告書)

品質管理委員会は、改善計画書を受領した翌年度に、その改善措置の状況を確認するためにフォローアップ・レビューを実施し、確認結果を記載したフォローアップ・レビュー報告書を作成して監査事務所に交付しています。フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項」が確認されたときには、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施しています。なお、改善計画書を受領した翌年度にフォローアップ・レビューに代えて機動レビューを実施する場合があります。

#### (9) 通常レビューの結果に基づく措置

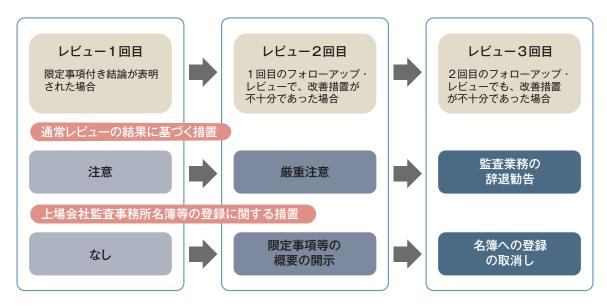
当協会は、公認会計士の自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を確保し、監査制度 の充実を図るために、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して、品質管理の充実のた めの自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、通常レビューの 結論に基づき、監査事務所に対する措置を決定しています。

また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、必要に応じて、 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置も講じています。

#### 【通常レビューの結果に基づく措置】

通常レビューの結論等	通常レビューの結果に 基づく措置	上場会社監査事務所名簿等の 登録に関する措置
限定事項付き結論	注意	なし
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	厳重注意	限定事項等の概要の開示 (上場会社監査事務所名簿)
否定的結論	た本学致の私にお生	夕〜 の発色の取ぶし
レビュー拒否・非協力等	監査業務の辞退勧告   	名簿への登録の取消し

なお、翌年度に実施した監査事務所の改善措置が不十分であった場合には、より重い措置が講じ られていきます。例えば、レビュー1回目において限定事項付き結論が表明された場合、レビュー 2回目以降に改善措置が不十分であったときの措置は以下のようになります。



#### (10) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

品質管理レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書(以下「品質管理レビュー報告書等」とい う。)は、原則として第三者に開示できませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要(品質管理 レビューの結論等)については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において、 監査事務所が第三者に開示することが可能となっています。

#### (11) 品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

会社の監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」という。)は、 会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、監査事務所の品質管理のシステ ムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、上場会社等の監査の場合には、監査人は、品質管理レビューの結論及びその結果に基 づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、その領 域及び全般的な傾向を含む。)を監査役等へ書面で伝達することが求められています。なお、その 伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

#### (12) 品質管理委員会の運営状況のモニタリング

当協会は、品質管理委員会の適切な運営に資するため、会員外の学識経験を有する者を構成員に 含むモニター機関として品質管理審議会を置いています。

直近の品質管理審議会によるモニタリング結果とそれに対する対応については「9.品質管理審議 会からの勧告事項への対応」をご参照ください。

なお、2019年7月の会則変更において自主規制の組織体制を見直し、同年10月1日からは、従前 の品質管理審議会に代わり、自主規制モニター会議によるモニタリングを受けています。組織体制 変更の詳細については、「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。



## 4 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

#### (1) 品質管理レビューの計画

#### 2019年度の重点的実施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的実施項目は、過年 度の改善勧告の状況や最近の動向を踏まえて、以下の事項としました。

- ●監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況
  - ・監査業務の品質を重視する風土
  - ・監査事務所のガバナンスや組織運営
  - ・専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
  - ・職業倫理及び独立性(監査責任者等のローテーション管理)
- ●個別業務における監査の実施状況
  - ・会計上の見積りの監査
  - ・不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応 (職業的懐疑心、収益認識、経営者による内部統制を無効化するリスク)
  - ・グループ監査の手続

#### 2019年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

2019年度の品質管理レビュー実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりで す。なお、2019年度の品質管理レビューは、レビューアー40人体制で実施しました。

- ①情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
- ・監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を強化する。
- ・大規模な上場会社を重視して、レビュー対象とする個別業務を選定する。
- ・個別業務のリスク評価、監査事務所による監視の有効性の評価結果等を参考の上、監査業務 数を決定する。
- ②通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
- ・重要な虚偽表示リスクの程度の高い監査項目に重点を置く。
- ・個別業務を担当するレビューアーを、規模やリスクに応じて複数名とする。
- ③監査事務所との深度あるコミュニケーション
- ・改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について、監査事務所の現場力向上 に資するための深度あるコミュニケーションを行う。
- ・全ての監査事務所の改善計画書に、改善勧告事項が生じた原因の記載を求めることで、監査 事務所の監査の品質向上のための指導を行う。
- ④機動レビューの実施
- ・前回レビューから3年を経過しない14事務所に対して機動レビューを実施する。
- ・特に前回レビューで限定事項付き結論等が表明された監査事務所に対しては、早期に監査事 務所の品質管理のシステムを確認する。

#### (2) 品質管理レビューの実施状況

2019年度の品質管理レビューの実施状況は、以下の表のとおりです。

	当年度実施 監査事務所数	レビュー報告書 交付事務所数	当年度繰越監査 事務所数 <sup>(注3)</sup>
通常レビュー	84	82	2
定期レビュー	70	70	_
機動レビュー	14	12	2
フォローアップ・レビュー	43	43	_
再フォローアップ・レビュー	1	1	_
合計	128	126	2
通常レビュー対象監査事務所数 (注2)	190		
当年度の通常レビュー実施割合	44%		
当年度のレビュー実施割合	67%		

- (注1) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越され た監査事務所が、上記表中以外に2事務所(機動レビュー2事務所)あります。
- (注2) 2019年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数です。
- (注3) 当年度に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が次年度に繰り越された監 査事務所(以下「繰越監査事務所」という。)です。

通常レビューの対象となる監査事務所(以下「通常レビュー対象監査事務所」という。)及び 2019年度に通常レビュー又はフォローアップ・レビューを実施した監査事務所(以下それぞれ「通 常レビュー実施監査事務所」、「フォローアップ・レビュー実施監査事務所」という。)の規模ごと (上場会社の監査業務数別) の内訳は、以下の表のとおりです。

		通常レビュー	当年度実施監査事務所数の内訳				
		対象監査事務所数	実施監	ンビュー 査事務所 <sub>注1)</sub>	フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所	再フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所	
2上	上場会社監査数100社以上	5	2	(-)	3	_	
7簿会:	上場会社監査数20~99社	8	2	(-)	3	_	
名簿等登録事務所上場会社監査事務所	上場会社監査数10~19社	14	7	(4)	4	_	
事事務	上場会社監査数10社未満	104	44	(9)	23	_	
所能	計	131	55	(13)	33 (注2)	_	
その他の監査事務所		59	29	(1)	10	1	
	合計	190	84	(14)	43	1	

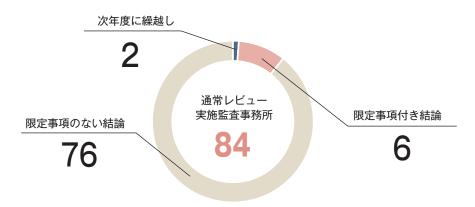
<sup>(</sup>注1) 通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、( )内に内数で記載 しています。

<sup>(</sup>注2) 当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

#### (3) 通常レビューの実施結果

#### ① 通常レビューの結果

2019年度の通常レビュー実施監査事務所(84事務所)の通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」が76事務所、「限定事項付き結論」が6事務所となりました。なお、繰越監査事務所は2事務所であり、「否定的結論」及び「結論の不表明」はありませんでした。



(注)上記のほか、2018年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された 監査事務所が2事務所(「限定事項のない結論」1事務所、「限定事項付き結論」1事務所)あります。そのため、 2019年度中に品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所数は「限定事項のない結論」が77事務所で、 「限定事項付き結論」が7事務所となります。

2019年度の通常レビュー実施監査事務所(84事務所)について、監査事務所の規模ごと(上場会社の監査業務数別)の通常レビューの結論等の種類別の内訳は、以下の表のとおりです。

(単位:監查事務所)

		結論等の種類別の内訳									
			事項 水結論	限定付き	事項 結論	否定的	り結論	当年原監査等	度繰越 事務所	合	計
名上	上場会社監査数100社以上	2	(-)	_	(-)	_	(-)	_	(-)	2	(-)
海等等等	上場会社監査数20~99社	2	(-)	_	(-)	_	(-)	_	(-)	2	(-)
登録	上場会社監査数10~19社	6	(3)	1	(1)	_	(-)	_	(-)	7	(4)
名簿等登録事務所上場会社監査事務所	上場会社監査数10社未満	40	(7)	2	(-)	_	(-)	2	(2)	44	(9)
所能	計	50	(10)	3	(1)	_	(-)	2	(2)	55	(13)
その他の監査事務所		26	(-)	3	(1)	_	(-)	_	(-)	29	(1)
合計		76	(10)	6	(2)	_	(-)	2	(2)	84	(14)

<sup>(</sup>注) 2019年度通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、( )内に内数で記載しています。

● 「限定事項付き結論」は、あくまでも、監査事務所の品質管理のシステムや個別業務において、 重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される結論であり、直 ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すも のではありません。

#### ② 当年度の重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューにおける重点的実施項目は、通常レビューの往査時にレビューアーが必ず確認し、 必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関しては、以下の4項目について適切かつ 有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数 は、以下の表のとおりです。

#### I 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

重点的実施項目	監査事務所数 <sup>(注)</sup>
1. 監査業務の品質を重視する風土	3
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	3
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1
4. 職業倫理及び独立性 (監査責任者等のローテーション管理)	3

<sup>(</sup>注)複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

また、個別業務における監査の実施状況に関しては、以下の3項目について確認しました。その 結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

なお、経営者による内部統制を無効化するリスクに関する改善勧告事項の多くは「仕訳テスト」 に関するものです。仕訳テストについては、『5.通常レビューにおける改善勧告事項(2)「監査業 務における品質管理」に関連する改善勧告事項』の「改善勧告事項の事例」をご参照ください。

#### Ⅱ 個別業務における監査の実施状況

重点的実施項目	監査事務所数 <sup>(注)</sup>
1. 会計上の見積りの監査	32
2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応	
·職業的懐疑心	3
· 収益認識	19
・経営者による内部統制を無効化するリスク	46
3. グループ監査の手続	3

<sup>(</sup>注)複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

#### (4) フォローアップ・レビューの実施結果

2019年度のフォローアップ・レビュー実施監査事務所(44事務所)について、監査事務所の規 模ごと(上場会社の監査業務数別)の確認結果等の内訳は、以下の表のとおりです。

(単位:監査事務所)

		改善の不十分のない確認		改善の不十のある確		合語	+
夕上	上場会社監査数100社以上	3	(-)	_	(-)	3	(-)
海等等	上場会社監査数20~99社	3	(-)	_	(-)	3	(-)
登録	上場会社監査数10~19社	4	(-)	_	(-)	4	(-)
名簿等登録事務所上場会社監査事務所	上場会社監査数10社未満	21	(-)	2	(-)	23	(-)
所新	計	31	(-)	2	(-)	33	(-)
その他の監査事務所		9	(1)	2	(-)	11	(1)
合計		40	(1)	4	(-)	44	(1)

<sup>(</sup>注1) 再フォローアップ・レビュー1事務所を含んでおり、( ) 内に内数で記載しています。

<sup>(</sup>注2) フォローアップ・レビュー開始日現在において、改善措置の実施予定期日が未到来の事項がある場合は、次 年度のフォローアップ・レビュー等で改善措置の状況を確認することとなります。なお、2019年度のフォロー アップ・レビューにおいて改善措置の実施予定期日が未到来の事項があった監査事務所は2事務所です。

<sup>(</sup>注3) 上場会社監査事務所名簿等登録事務所の確認結果の内訳には、当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消 された監査事務所を含めています。

#### (5) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の状況

2019年度の通常レビュー及びフォローアップ・レビューの実施結果に基づき決定した措置は、以下の表のとおりです。

(単位:監査事務所)

監査事務所ごとの品質管理レビューの結論等と措置の関係					
品質管理レビューの結論等	措置 (注1)	当年度 (注2)			
否定的結論	辞退勧告	- (-)			
限定事項付き結論	辞退勧告(改善不十分)	1 (-)			
	厳重注意	2 (1)			
	注意	3 (2)			
	小計	6 (3)			
限定事項のない結論における改善勧告事項 (注3)	注意(改善不十分)	5 (3)			
合計	11 (6)				

- (注1) 措置欄の「辞退勧告(改善不十分)」及び「注意(改善不十分)」は、当年度のフォローアップ・レビュー又は機動レビューにおいて、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になります。
- (注2) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所数のうち、上場会社監査事務 所名簿等登録事務所に対するものは、( ) 内に内数で記載しています。
- (注3) 限定事項のない結論における改善勧告事項に係る注意措置(改善不十分)には、フォローアップ・レビューの結果に基づく措置が4事務所(うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所は2事務所(当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含む。))含まれています。
- (注4) 前年度の繰越監査事務所のうち措置を受けた監査事務所が、上記表中以外に1事務所(上場会社監査事務所) あります。なお、当該事務所の品質管理レビューの結論等及び措置は、限定事項付き結論及び注意です。
- (注5) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。



## 通常レビューにおける改善勧告事項

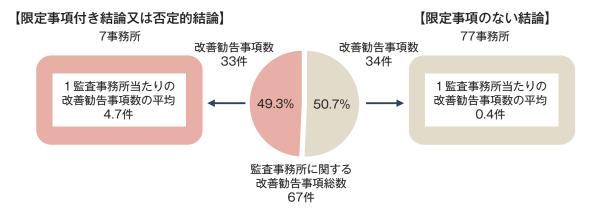
改善勧告事項の内容は、「監査事務所における品質管理」に関連するものと、「監査業務における 品質管理」に関連するものに分けられます。

#### (1) 「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項

2019年度に品質管理レビュー報告書を交付した84監査事務所における、「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数 (A)	改善勧告事項数 (B)	1事務所当たり 平均 (B/A)	改善勧告事項が生じた 事務所数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	7事務所	33件 <sup>(注1)</sup>	4.7件	7事務所 (100%)
限定事項のない結論	77事務所	34件	0.4件	19事務所 (25%)
合計	84事務所	67件	0.8件	26事務所 (31%)

- (注1)33件のうち限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった改善勧告事項は18件です。
- (注2) 品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された2事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が2020年度へ繰越しとなった2事務所を除きます。

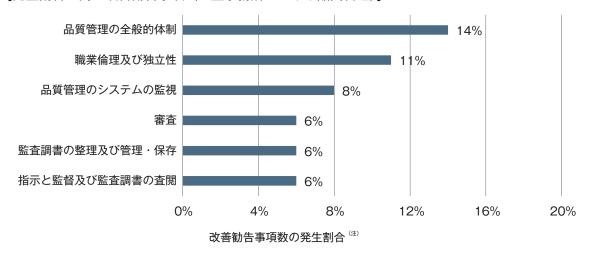


● 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が 発生している懸念がある事項です。この改善勧告事項には、限定事項付き結論又は否定的結論の要因 となる事項もありますが、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある事項として改善勧 告書に記載されるものです。

#### 発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所における品質管理)

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「品質管理の全般的体制」、「職業倫理及び独立性」等です。

#### 【発生割合が高い改善勧告事項 (監査事務所における品質管理)】



(注) 「改善勧告事項数の発生割合」 = 「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」 「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」

#### 改善勧告事項の事例

#### 事例1 品質管理の全般的体制

<具体例>

複数の監査業務から重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備を含む多くの不備が発見されており、監査責任者による監査業務の指示と監督及び監査調書の査閲が十分に実施されていない。また、監査チームが実施した重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備が審査で指摘されていない。

#### 事例2 職業倫理及び独立性

<具体例>

上場会社の業務執行社員を 7 年間務めた事務所代表者が、当該会社との関係維持を目的として、インターバル期間中に監査業務チームの構成員として関与しており、また、審査員を 7 年間務めた社員が、インターバル期間中に特定の勘定科目の監査手続を実施しているなど、監査事務所は監査業務の主要な担当社員等の長期的関与(ローテーション)のルールを適切に整備・運用していない。

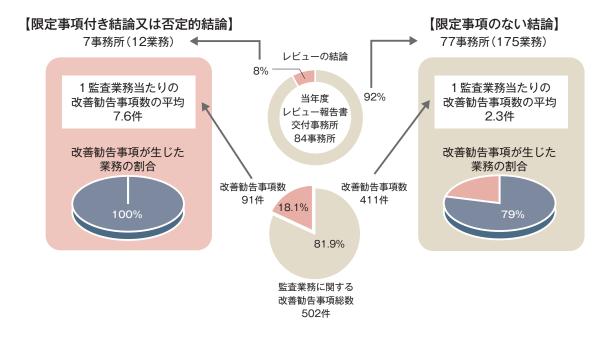
● 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

#### (2) 「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項

2019年度に品質管理レビュー報告書を交付した84監査事務所における、選定した監査業務数と改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数	選定業務数 (A)	改善勧告 事項数(B)	1 監査業務 当たり平均 (B/A)	改善勧告事項 が生じた 業務数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	7事務所	12業務	91件 <sup>(注1)</sup>	7.6件	12業務 (100%)
限定事項のない結論	77事務所	175業務	411件	2.3件	138業務 (79%)
合計	84事務所	187業務	502件	2.7件	150業務 (80%)

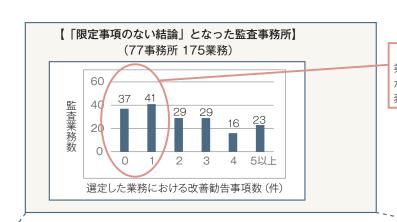
- (注1)91件のうち限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった改善勧告事項は20件です。
- (注2) 品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された2事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が2020年度へ繰越しとなった2事務所を除きます。



#### 「限定事項のない結論」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

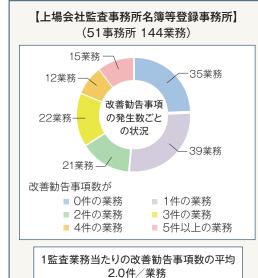
「限定事項のない結論」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項 数の状況は、以下のとおりです。

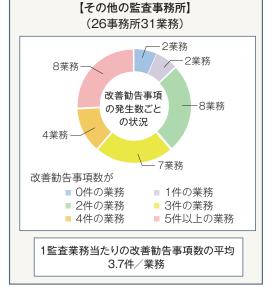
#### 【選定した各監査業務における改善勧告事項数ごとの状況】



(参考)改善勧告事項数が0件だった 業務が37業務あり、改善勧告事項数 が1件だった業務が41業務あることを 表しています。

## 事務所区分別の改善勧告事項数ごとの状況

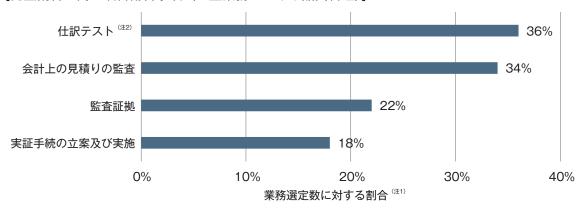




#### 発生割合が高い改善勧告事項(監査業務における品質管理)

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「仕訳テスト」、「会計上の見積りの監査」、「監査証拠」等です。

#### 【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務における品質管理)】



「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」

(注1)「業務選定数に対する割合」=

「選定した監査業務数」

(注2) 「仕訳テスト」については、前年度までは「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」 に含めて集計していましたが、発生割合が高くなったことから当年度から別項目として集計しています。

#### 改善勧告事項の事例

#### 事例1 仕訳テスト

#### <具体例>

経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応手続の一つである仕訳テストにおいて、一定の金額以上の多数の仕訳を機械的に抽出するにとどまり、起こり得る不正の態様を想定した仕訳の抽出を行っていない。また、抽出した仕訳について、勘定科目及び摘要欄の閲覧のみにより異常かどうか検討するにとどまり、証憑突合を行うなどの検証を実施していない。

#### 事例2 会計上の見積りの監査

#### <具体例>

監査対象会社は、債務超過に陥っている関係会社株式の評価について、5年以内に実質価額が取得原価まで回復すると判断し減損処理を行っていないが、監査人は将来年度の利益が右肩上がりとなっている事業計画の達成可能性を批判的に検討していない。

#### 事例3 監査証拠

#### <具体例>

固定資産の減損の兆候の検討において、監査対象会社が作成した減損の兆候判定資料を利用しているが、当該資料に記載されている営業損益等の正確性を検討していない。

♪ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。



### 改善勧告事項となった原因と対策(改善措置)

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し、実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、改善勧告書に基づいて監査事務所が作成する改善計画書において、全ての改善勧告事項を対象に「改善勧告事項となった原因」の記載を求めています。

「改善勧告事項となった原因」には、更に根本的な原因が存在している場合があり、複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。このため、品質管理レビューの結論が限定事項付き結論等の場合には、改善計画書において「改善勧告事項となった根本的な原因」の記載を求めています。

レビューアーは、こうした改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

#### (1) 改善勧告事項となった原因と対策

改善計画書に記載された「改善勧告事項となった原因」には、以下のようなものがあります。

#### 改善勧告事項

- ① 固定資産の減損損失の認識に関して、翌年度以降営業黒字に転換するとされている事業計画の合理性を批判的に 検討していなかった。
- ② 仕訳テストにおいて、起こり得る不正の態様を想定した 仕訳の抽出が行われておらず、また抽出した仕訳に対し て詳細テスト等を実施していなかった。
- ③ 通常レビューにおいて、重要な不備が検出されているが、監査責任者は、監査調書の査閲等を通じて当該不備を是正できていなかった。

#### 改善勧告事項となった原因



監査対象会社の主張に対する 職業的懐疑心の不足

監査基準の誤解や理解不足

監査責任者による指示と監督 及び監査調書の査閲の不足

上記改善勧告事項に関して、監査事務所として、専門要員への研修等による対策内容の周知及び 実施状況の確認を実施することに加えて、個々の対策としては以下のようなものがあります。

- ① 財務諸表に重要な影響を与える固定資産の減損の検討に当たっては、職業的懐疑心を発揮し、経営者が使用した重要な仮定の合理性を含め、事業計画を批判的に検討する。
- ② 監査基準等を十分に理解し、起こり得る不正の態様を想定した仕訳を抽出し、抽出した仕訳については、証憑突合等の詳細テスト等を実施する。
- ③ 適切な監査計画を立案した上で、監査責任者が十分な監査時間を確保し、補助者に対する指示・監督を適時・適切に行うとともに、深度ある監査調書の査閲を実施する。

#### (2) 改善勧告事項となった根本的な原因と対策

改善計画書に記載された改善勧告事項となった根本的な原因と対策には以下のようなものがあります。

#### 改善勧告事項

- ① 不正リスクや業務量の評価を踏まえた慎重な検討が行われないまま、監査契約の新規の締結及び更新が行われていた。結果的に個別業務における品質管理に関して、多数の改善勧告事項が検出された。
- ② 監査事務所の品質管理のシステムを適切に運用していない結果、個別業務において監査手続を十分に 実施していない事実が広範かつ多数見受けられ、代表者が品質管理の責任を果たしているとはいえなかった。

原因

- ・専門要員が不足する状況下での、採算を重視した監査契約の新規締結・更新
- ・監査基準の理解不足及び専門要員の教育・訓練不足



根本的な

監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されていない

監査品質の改善や向上について継続的な取組を行う姿勢が不足している

組織的な監査を実施する体制の整備ができていない

上記改善勧告事項に関する監査事務所の対策には、以下のようなものがあります。

- ① 品質管理の重要性を繰り返し示すことにより品質に対する意識の向上を図る。また、不正リスク、監査時間等を評価して監査契約の新規の締結及び更新を検討する体制を整備する。
- ② 監査基準を理解することに努め、継続的な専門要員の教育・訓練等を通じて監査品質の向上を図り、組織的な監査を実施する。

#### (3) 当協会の対応

当協会は、監査事務所との深度あるコミュニケーションの実施、監査業務に有用な研修の実施、 監査ツールの提供等によって、監査事務所の改善措置への取組に対して、指導機能を発揮しています。一方、重要かつ多数の改善勧告事項が発見された上記(2)のような監査事務所に対しては、 品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置を決定しています。また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。



## 上場会社監査事務所登録制度

#### (1) 上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実 強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制 度を導入しています。

この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会に設置している上場会社監査事務所部会に上場会社監査事務所名簿等を備え、これらの名簿を当協会のウェブサイト(http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/)において広く一般に公開しています。

上場会社監査事務所名簿等には、監査事務所の概要のほか、品質管理レビューの実施状況、限定 事項等の概要、懲戒処分等の情報が記載されています。

なお、上場会社監査事務所名簿等登録事務所の概況(上場会社監査数等)については、後掲の「(参考1)上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況」をご参照ください。

#### 【当協会のウェブサイトで公開している上場会社監査事務所名簿等の開示例】

事務所名称	組織形態	代表者	所在地	開示すべき書類	品質管理レビュー 実施状況	措置 懲戒 行政処分 勧告	その他	情報更新日
イロハカンサホウジン イロハ監査法人	法人	カンサ タロウ 監査 太郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー:2019/04 レビュー:2018/03 フォロー:2017/02	<u>あり</u> ※		2019/12/17
エービーシーカンサホウジン ABC監査法人	法人	カンサ ジロウ 監査 次郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	フォロー:2019/03 レビュー:2018/02 フォロー:2016/01			2019/11/02

<sup>※「</sup>措置、懲戒、行政処分、勧告」欄に「あり」と表示されている場合、リンク先にその内容が掲示されます。

● 各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。また、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています(東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第205条第7号の2、第441条の3等)。

#### (2) 上場会社監査事務所名簿等への登録審査

#### ① 準登録審査

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所が、新たに上場会社との監査契約を予定する場合は、準登録事務所名簿への登録を申請し、その後に審査が行われます。

(審査結果)

準登録可 準登録事務所名簿に登録

準登録不可 準登録事務所名簿に登録できない



上場会社と監査契約を締結できる

上場会社と監査契約を締結できない

#### ② 本登録審査

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所は、上場会社と監査契約を締結し監査を実施して 監査報告書を提出した後、通常レビューを受け、この通常レビューの結果に基づき上場会社監査事 務所名簿への本登録の審査が行われます。

(審査結果)

本登録可 上場会社監査事務所名簿に登録

本登録不可 準登録事務所名簿から抹消



上場会社の監査を継続することができる

上場会社の監査を継続できない

#### (3) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

上場会社監査事務所名簿等登録事務所については、通常レビューを実施した結果に基づき「品質管理レビュー制度における措置」及び「上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置」の両方を決定します。上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しが決定された場合、当該監査事務所は、上場会社の監査を継続することができなくなります。

(措置)

限定事項等の概要の開示

上場会社監査事務所名簿等への 登録の取消し



利害関係者への注意喚起 (上場会社の監査を継続することはできる)

上場会社の監査を継続できない

● 監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるように、 厳格に審査を行い、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否及び登録事務所に対する措置を決 定しています。



## 上場会社監査事務所名簿等の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、登録審査を経て上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所は13事務所であり、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により上場会社監査事務所名簿等の登録を抹消された監査事務所は8事務所です。

この結果、2020年3月31日現在、上場会社監査事務所名簿等登録事務所は136事務所です。

なお、2019年度の品質管理の状況のレビューの実施結果に基づき、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置が決定された監査事務所が1事務所ありました。

#### 【上場会社監査事務所名簿等登録事務所の内訳】

(2020年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
上場会社監査事務所名簿に登録されている 監査事務所(本登録事務所)	111事務所	7事務所	118事務所
準登録事務所名簿に登録されている 監査事務所(準登録事務所)	17事務所	1事務所	18事務所
上場会社監査事務所名簿等登録事務所計	128事務所	8事務所	136事務所

## 9

## 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会は、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうかについて検討・評価し、その結果を品質管理委員会に勧告することを職務とする、品質管理委員会のモニター機関です。品質管理委員会は、品質管理審議会から2019年6月3日付けで「2018年度品質管理委員会活動に関する勧告書」(第2部 詳細編 参考資料(資料7)参照)を受領しました。当該勧告書に記載されている勧告事項に対する品質管理委員会の対応は、以下のとおりです。

なお、2019年7月の会則変更において、品質管理審議会に代わる新たなモニター機関として自主 規制モニター会議を設置しました。詳細については「10. 自主規制の機能向上に係る制度変更 2. 当協会の自主規制に係る組織体制について」をご参照ください。

#### 勧告事項1. 品質管理レビューの一層の充実

#### (1) レビューアーの能力の向上を目的とした取組の計画的な実施(継続)

レビューアーの能力の向上を目的として、年間を通じて一定の頻度でレビューアー全体会議を開催し、運営方針や改善勧告事例に関する意見交換と情報共有を充実させました。また、レビューアーに求められる技能(①問題発見力、②文章表現力、③指導力)や能力(①洞察力、②判断力、③説明力)にフォーカスし、それぞれの研修目的を明確にした研修を継続して実施しました。

#### (2) 品質管理レビュー制度等の見直しを踏まえた整備・運用の準備(新規)

2019年3月に取りまとめられた「品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱」に基づく制度改正に向けて、新制度の整備・運用の準備を行う改正作業部会を設置し、関係者から意見を募った上で慎重に検討を重ね、2020年度からの新制度の施行に向けた準備を行うとともに、新たに上場会社監査を希望する監査事務所に対してはより慎重に適切かつ十分な審査を実施する体制を準備しています。

また、オフサイト・モニタリングによる情報収集・分析を一層強化するために、監査・規律審査会との情報共有を図るとともに、上場会社や監査事務所の情報収集・分析方法の見直しを実施するなど、より有用な情報を効率的に収集するための取組を進めています。

なお、品質管理レビュー制度等の主な変更内容については、「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

#### 勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

- (1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動(継続) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動として、以下を実施 しました。
  - 品質管理レビュー制度や活動状況の概要をまとめた冊子「2018年度 品質管理レビューの概 要」及び品質管理レビューの勧告事例等について解説した冊子「2018年度 品質管理レビュー 事例解説集」の配付並びに当協会のウェブサイトでの発信
  - ●「月刊監査役」(2019年9月号)への品質管理レビュー制度に関する寄稿(表題「日本公認会 計士協会における品質管理レビューの実施状況 (2018年度)」)
  - 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「品質管理レビューの事例解説」をテー マにした講演の実施(2020年2月)

## 1 自主規制の機能向上に係る制度変更

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、自主規制による会員の規律の徹底並びに監査制度及び監査環境の一層の整備・充実を重要な課題と位置付け、必要な施策の検討を継続的に行っています。2019年7月の会則変更においては、当協会の自主規制の重要な取組である品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度(個別の監査事案に係る監査実施状況及び監査意見の妥当性や、公認会計士の職業倫理に係る事項等の審査を行う制度)について、その機能をより一層向上させるための見直しを行いました。このうち、品質管理レビュー制度及びこれに組み込んだ制度として運用している上場会社監査事務所登録制度に関係する主な変更内容は、以下のとおりです。

#### 1. 品質管理レビュー制度等について

「実効性の向上(実効化)」、「透明性の向上(透明化)」等の観点から、品質管理レビュー制度等について見直しました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。

- (1) 品質管理レビュー制度関係
  - ① 通常レビューの実施結果と改善勧告事項への対応の見直し
    - ア. 通常レビューの実施結果

「品質管理レビュー報告書」において、現行制度の通常レビューの結論の種類(「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」)を廃止して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況について、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無に関するレビューの実施結果を記載するように改めました。

#### 【通常レビューの実施結果の新旧対比】

変更前	<b>→</b>	変更後		
否定的結論		極めて重要な不備事項のある実施結果		
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)				
限定事項付き結論		重要な不備事項のある実施結果		
限定事項のない結論		重要な不備事項のない実施結果		

#### イ. 改善勧告事項への対応(改善計画書の作成)

極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果となった場合には、監査事務 所による改善計画書の作成を必要とする一方、重要な不備事項のない実施結果の場合に は、監査事務所の自主的な改善を尊重して、改善計画書の作成を不要としました。

#### ② 改善勧告事項に関する改善措置の状況の確認方法の見直し

従来のフォローアップ・レビューを廃止し、通常レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果となった場合は、原則として、翌年度に通常レビュー又は改善状況の確認を実施して必要な指導を行う一方、重要な不備事項のない実施結果の場合は、監査事務所の自主的な改善を尊重し、原則として、書面による改善状況の報告を受けた上で、改善不十分の懸念があるときには、通常レビュー又は改善状況の確認を実施するように改めました。

#### ③ 特別レビューの実効化のための要件緩和

特別レビューの実施要件を緩和して再構成し、監査意見表明前後を問わず、品質管理委員会が必要と認めた場合において、品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認することが可能なレビューに改めました。

#### ④ 通常レビューの頻度の柔軟化

通常レビューの実施頻度を3年に一度とする原則は保持した上で、品質管理委員会の判断によって、翌年度に連続してレビューを実施することを可能とする一方で、最長で5年に一度の 頻度でレビューを実施することを可能としました。

#### ⑤ 品質管理委員会から他委員会等へのフィードバック機能の強化

品質管理委員会の職務として品質管理レビューを通じて認識した監査事務所及び監査の基準の共通の問題点等に関する意見を会長に具申することができるように改めました。

#### (2) 上場会社監査事務所登録制度関係

① 上場会社監査事務所部会の職務の明確化とオフサイト・モニタリング機能の強化

上場会社監査事務所名簿を管理していた「上場会社監査事務所部会」に部会員を配置した上で、上場会社監査に係る情報センターとしての機能を新たに付加して、上場会社及び上場会社 監査事務所に関する情報の収集・分析をより積極的に行うことができるように準備を進めています。

### ②上場会社監査事務所名簿等登録事務所に関する不備事項の開示の拡充

従来の制度上、監査事務所に対する措置として、限定事項付き結論(極めて重要な準拠違反の懸念あり)の場合等においては、限定事項の概要を上場会社監査事務所名簿で開示していました(「3.品質管理レビュー制度等(9)通常レビューの結果に基づく措置」をご参照ください)。

新制度においては、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」が認められた場合に、その概要を上場会社監査事務所名簿に開示することに改めました。

#### ③ 新たに上場会社の監査を希望する監査事務所に対する審査

新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、従来の制度上、書類審査、必要と認めた場合に面談等を実施し、準登録事務所登録審査部会が審査していましたが、新制度においては、レビューアーが、上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを調査し、必要に応じて指導を行った結果を踏まえて、品質管理審査部会が審査することに改めました。

#### 2. 当協会の自主規制に係る組織体制について

品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の改善を図るとともに、両制度のモニタリング機関等の自主規制全体に係る組織体制についても、透明性の向上等を図るため、以下のとおり見直しを行いました。2019年10月1日から新たな自主規制体制で運用しています。

#### (1) 自主規制モニター会議の設置

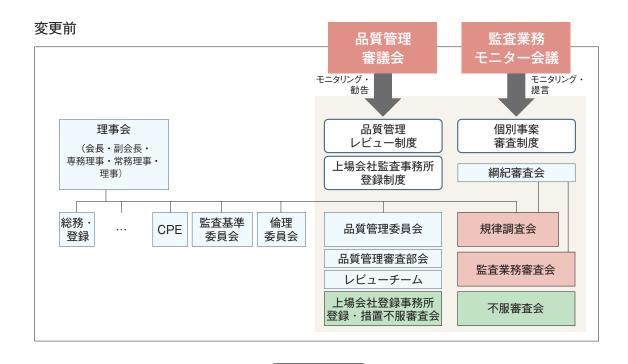
当協会の自主規制に係る制度が適切に機能し、社会からの更なる理解が得られるものとなるよう、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度それぞれに設置していたモニタリング機関(前者は「品質管理審議会」、後者は「監査業務モニター会議」)に代えて、当協会の自主規制活動全般の運営状況をモニタリングし、大局的な視点から意見を述べ、助言を行う機関として、「自主規制モニター会議」を設置しました。

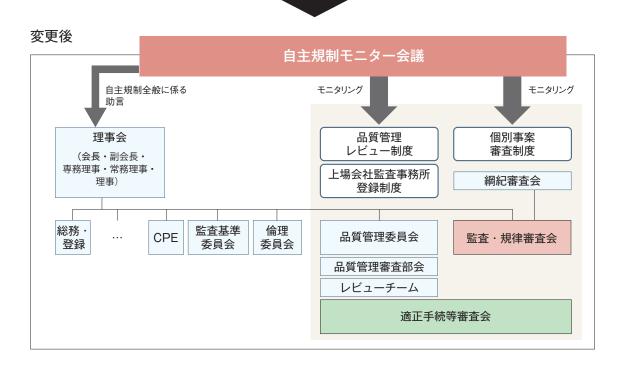
自主規制モニター会議の議事要旨等については、当協会ウェブサイト(https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html)において公表しています。

# (2) 適正手続等審査会の設置

会員に対する処分・措置に関する審査機能の専門性向上、判断の衡平性確保等を図るため、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度それぞれに設置していた不服審査機関(前者は「上場会社監査事務所登録・措置不服審査会」、後者は「不服審査会」)の審査機能を一本化し、「適正手続等審査会」を設置しました。

### 【当協会の自主規制機関】





# // 今後の行動計画

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部変更を2019年7月の 定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。

今後、当協会の自主規制機能をより有効に機能させるために、リスク・アプローチによる品質管理レビューの実施を徹底した上で、品質管理レビューの実施結果を他の委員会等にフィードバックするとともに、品質管理委員会及び個別事案審査制度の各機関の連携・情報共有を促進していきます。

品質管理委員会としては、2020年度の品質管理レビュー等から適用される新制度について、以下の対応を行うなど、その趣旨を踏まえた着実な運用を行っていきます。また、新制度を運用する中で把握した新たな課題については、状況に応じ適切に対応していきます。

#### 1. 指導機能の充実

監査品質が一定水準に満たない監査事務所に対する指導を充実させるために、監査事務所の業務 管理体制等をより深く理解した上で、リスクに注力した品質管理レビューを実施します。また、監 査事務所とレビューアーの十分なコミュニケーションを通じた指導を的確に行っていきます。

### 2. 新たに上場会社の監査を希望する監査事務所への審査

新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、レビューアーが、監査事務所に赴いて、上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを確認します。その後も必要に応じて指導を行い、その結果を踏まえた上で厳格に審査を行っていきます。

#### 3. レビューアーの能力向上

レビューアーに求められるスキルをレビューアーの職位・経験年次に沿って明確にした上で、レビューアーに求められる能力を向上させる研修プログラムを継続して実施します。特に、監査事務所の業務管理体制等をより深く理解する必要性、改善勧告事項となった根本的な原因の分析を踏まえた指導の重要性を周知することなどにより、レビューアーの能力の更なる向上に努めます。また、今後も引き続きレビューアー研修の在り方を検討します。

#### 4. 公認会計士・監査審査会との連携

品質管理レビューの実務上の問題・課題について、公認会計士・監査審査会と意見交換する会議 を引き続き開催して、運用面における品質管理レビューの実効性向上に資する検討を行っていきます。

# (参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の 概況

上場会社監査事務所名簿等登録監査事務所の概況は、以下のとおりです。

# (1) 上場会社監査数に基づく内訳

上場会社監査数を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2020年3月31日現在)

上場会社監査数	事務所数	構成比	上場会社監査数合計	構成比
100社以上	5事務所	3.7%	2,896社	75.8%
20~99社	8事務所	5.9%	389社	10.2%
10~19社	13事務所	9.5%	181社	4.7%
10社未満	110事務所	80.9%	353社	9.3%
合計	136事務所	100.0%	3,819社	100.0%

# (2) 所属公認会計士等(公認会計士以外のその他の監査実施者を含む。) の数に基づく内訳

監査事務所に所属している公認会計士等の数(常勤者及び非常勤者の合計)を基にした監査事務 所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2020年3月31日現在)

所属公認会計士等 の数	事務所数	構成比	所属公認会計士等 の数合計	構成比
1,000人以上	4事務所	2.9%	19,872人	78.2%
100~999人	7事務所	5.2%	2,393人	9.4%
20~99人	67事務所	49.3%	2,526人	9.9%
20人未満	58事務所	42.6%	632人	2.5%
合計	136事務所	100.0%	25,423人	100.0%

# (参考2) 上場会社の会計監査人の異動状況

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において監査事務所と意見交換を行っています。

### (1) 会計監査人の異動件数

2019年4月1日から2020年3月31日までの期間の、金融商品取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示(以下「適時開示」という。)から当協会が把握した会計監査人の異動は143件になります。なお、当該件数には監査法人の合併による異動3件及び共同監査の解消に係る異動1件は含めておりません。以下の表は、前任監査人及び後任監査人の監査事務所の規模別に、会計監査人の異動状況をまとめたものです。

#### 【会計監査人の異動状況】

		前任監査人			
		大手4監査法人	大手4監査法人以外	合計	
後	大手4監査法人	24件	1 0件	34件	
後任監査	大手4監査法人以外	60件	49件	109件	
人	合計	84件	59件	143件	

143件の会計監査人の異動のうち、大手4監査法人が前任監査人であった件数は84件と全体の過半数を占めていますが、その一方で、大手4監査法人が後任監査人となった件数は34件となりました。

#### (2) 会計監査人の異動理由

会計監査人の異動理由には、例えば、会計処理に関して会社と会計監査人との意見の不一致が原因の場合等、株主や投資家にとって極めて重要な情報もあるため、金融商品取引法に基づく臨時報告書、金融商品取引所の適時開示制度などにより、会計監査人の異動理由を開示することとされています。当協会においても、会計監査人の異動理由の開示の充実に向けて、上場会社監査事務所が当協会へ提出している「登録事務所概要書変更事項届出書」(以下「届出書」という。)に具体的な異動理由の記載を求め、その内容を適時に把握しています。

以下の表は、2019年4月1日から2020年3月31日までに生じた会計監査人の異動のうち、2020年4月30日までに前任監査人及び後任監査人から届出書の提出があった106件の会計監査人の異動について、その理由を集計したものです。

#### 【届出書に記載された会計監査人の異動理由】

会計監査人の異動理由(複数選択可)	回答	件数
云引血且人の共動は田(後奴歴が刊)	前任監査人	後任監査人
(1)連結グループでの監査人統一	14件	14件
(2) 海外展開のため国際的ファームへ交代	2件	6件
(3) 監査人の対応の適時性や人員への不満	1 件	30件
(4) 監査報酬	52件	35件
(5)継続監査期間	32件	28件
(6) 監査期間中に直面した困難な状況	2件	1件
(7) 会計・監査上の見解相違	一件	1件
(8) 会計不祥事の発生	10件	9件
(9) 企業環境の変化等による監査リスクの高まり	10件	2件
(10) その他	13件	17件
合計	136件	143件

<sup>(</sup>注)会計監査人の異動理由は複数選択することができるため、会計監査人の異動件数106件と上記の回答件数の合計とは一致しません。

回答件数を見ると、前任監査人及び後任監査人ともに異動理由として「監査報酬」を最も多く挙げており、前任監査人は、これに次いで「継続監査期間」を挙げています。一方、後任監査人は、「監査報酬」に次いで「監査人の対応の適時性や人員への不満」を多く挙げており、当該異動理由は、前任監査人及び後任監査人の回答件数が最も大きく乖離しています。

また、適時開示においては、上記106件の異動のうち98件で「任期満了」を理由としており、最も多く挙げられていますが、単に「任期満了」のみを挙げているケースは1件のみと大幅に減少しており、「任期満了」に加えてその他の異動理由も併記されているケースが多く見受けられます。このような状況は、金融庁に設置された「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」が2019年1月に公表した報告書において、任期満了以外の実質的な交代理由の開示を求めたこと等が背景にあるものと考えられます。併記されている理由としては「継続監査期間」の長期化や「監査報酬」の増額を挙げているものが多く、前任監査人及び後任監査人の多くが挙げている異動理由と同様となっています。

# 第2部 詳細編

# / 品質管理レビュー制度

### (1) 品質管理レビュー制度の概要

品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、当協会の会員による監査業務の適切な質的 水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査事務所が行 う監査の品質管理の状況を、当協会がレビューする制度であり、公認会計士法の下で当協会の自主 規制として運用しています。

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況について、監査事務所の定めた 品質管理のシステムが、「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準に適合して適切かつ十 分に整備されているか(品質管理のシステムの整備状況)、また、その品質管理のシステムが有効 に運用されているか(品質管理のシステムの運用状況)という観点から、品質管理のシステムの整 備状況を評価し、当該品質管理のシステムの運用状況を試査の方法によって確かめています。

また、品質管理レビューの実施に当たっては、当協会の会則等に基づき、品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続等に準拠して行うこととされています。

なお、品質管理レビュー制度については、「品質管理レビュー制度Q&A」において詳細な説明を行っていますのでご参照ください。

#### (参考)

国際会計士連盟(IFAC) 理事会は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント(以下「SMO」という。) 1-7」を制定しており、加盟団体は、SMOに定められる要求事項を履行するための行動を明示し、実行する義務を有しています。SMO1「品質保証」には、監査等の保証業務等を行う事務所に対する品質保証レビュー・システムに関する加盟団体への要求事項が定められています。

当協会は、国際会計士連盟に加盟しており、日本における品質管理レビューにおいても、 SMO1を遵守して実施することが要求されています。

#### (参考)

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部変更を2019年7月の定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。

詳細については、「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

# (2) 品質管理レビュー制度の変遷

品質管理レビュー制度及び関連する法令・制度等の主な変遷は、以下の表のとおりです。

年度	品質管理レビュー制度	関連する法令・制度等
1999年度	・自主規制としての品質管理レビュー開始(大規模 監査法人のみにフル・レビュー) ・品質管理レビューの性格を「指導的又は教育的性 格」とする	品質管理レビュー基準、品質管理レ ビュー手続の公表
2001年度	上場会社を監査している監査事務所にフル・レ ビューを開始	
2004年度	公認会計士法の下で制度として位置づけられる	公認会計士・監査審査会の設置 (改正公認会計士法の施行)
2005年度	・品質管理レビューの性格を「指導的性格」に変更 ・レビュー対象監査事務所の拡大(公認会計士法上 の大会社等)に対応するため、レビューアーを9 人から20人に増員	監査に関する品質管理基準の制定
2007年度	上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始したため、レビューアーを20 人から29人に増員	上場会社監査事務所登録制度導入
2011年度	・信用金庫等を監査している監査事務所のレビュー を開始 ・品質管理委員会に外部委員制度導入	
2015年度	・品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 ・品質管理レビュー制度内に品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度を新設・機動レビュー及び特別レビューの新設	会長通牒平成28年第1号 「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」(以下単に 「会長通牒」という。)等の公表
2016年度	品質管理レビューの強化策を安定的に実施するため レビューアーを30人から40人に増員	

<sup>(</sup>注) 2020年度からは、新制度に基づく品質管理レビューが実施されます。 詳細については、【第1部 概要編】「10.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

# (3) 品質管理レビューの性格

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査 事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

# (4) 品質管理レビューの種類

品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として、定期的又は機動的に実 施する通常レビューと、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該 事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として、 臨時的に実施する特別レビューがあります。

### 【品質管理レビューの種類】

レビュー の種類	レビューの目的	レビュー対象 監査事務所	実施の頻度	
通常	公認会計士法上の 通常 監査事務所全体の品質管理 及び一定規模以上		定期的	【定期レビュー】 3年に一度 (大手監査法人は2年に一度)
レビュー	の状況の確認	庫等を監査している監査事 務所	機動的	【機動レビュー】 定期レビューを補完する必要 があると判断される場合
特別レビュー	① 特定の監査業務の品質 管理の状況の確認 ② 監査事務所の特定分野 に係る品質管理の状況 の確認	監査契約を締結している全 ての監査事務所	臨時的	監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合

<sup>(</sup>注1) 通常レビュー又は特別レビューを実施した結果、改善勧告事項がある場合には、翌年度に改善措置の実施状 況を確認(フォローアップ・レビュー)しています。

# (5) 品質管理レビューの対象となる監査事務所

監査業務に係る契約を締結している監査事務所の全てが品質管理レビューの対象となります。し かしながら、当協会の社会に対する責任と品質管理レビューの実効性を考慮し、公認会計士法上の 大会社等(注)及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している通常レビューを受けなけ ればならない監査事務所を、品質管理レビューの対象の中核として運用することとされており、こ れ以外の監査事務所は、特別レビューを実施する場合にレビュー対象となります。

(注) 上場会社及び会社法監査を受けている一定規模以上の会社等

<sup>(</sup>注2) 2019年度において、特別レビューの実施はありません。

# (6) 通常レビューの対象となる監査業務

通常レビューの対象として選定する監査業務は、基本的に公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等に係る監査業務です。ただし、監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況又は特性から、通常レビュー対象会社等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価するには十分でないと認められる場合には、その他の会社等に係る監査業務を追加して選定することがあります。

# (7) 品質管理レビュー(通常レビュー)の業務の流れ

通常レビュー(翌年度のフォローアップまで含む。)の業務の具体的な流れは、以下のとおりです。

・レビューにおけるリスクを勘案し、重要度の高い項目に焦点を当てて、監 レビューの計画 査事務所及び監査業務における品質管理のレビュー計画を策定します。 手続の流れ ・監査事務所に往査し、監査事務所の代表者、品質管理責任者及び監査 レビューの実施 チームに対する質問や、監査調書の閲覧等を実施します。 発見事項に関する事実・見解の確認、発見事項となった原因について意 終了会議 見交換します。 ・レビューの結果を評価し、レビューの結論を記載した「品質管理レ 結論の報告 ビュー報告書 | を監査事務所に交付します。 ・改善が必要な事項が見受けられた場合には、「改善勧告書」を監査事務 改善の勧告 所に交付します。 措置の決定 ・レビューの結果に基づいて監査事務所に対する措置を決定します。 改善計画の受領 ・「改善計画書」を監査事務所が作成し、品質管理委員会に提出します。 ・改善勧告に対する監査事務所の改善状況を翌年度のフォローアップによ 改善状況の確認 り確認します。

レビューチームは、会則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に準拠 し、監査事務所と十分な意見交換を行い、レビューを実施しています。

なお、品質管理審査部会はレビューチームのレビューの結果等について審査し、品質管理委員会は品質管理審査部会の審査結果に基づき品質管理レビュー報告書等を審議・承認しています。また、限定事項付きの結論(極めて重要な準拠違反の懸念あり)・否定的結論となる場合等には、品質管理特定事案検討部会における検討も行われています。

# (8) 品質管理レビュー(通常レビュー)の結論

通常レビューの結果は、品質管理レビューの結論として品質管理レビュー報告書に記載されま す。品質管理レビューの結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」 の3種類があります。また、通常レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、品質管 理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部又は全部を実施でき なかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎 を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません(結論の不 表明)。

#### 【品質管理レビューの結論の種類と内容】

品質管理レビューの結論の種類	内 容
限定事項のない結論	通常レビューを実施した結果、以下のア.とイ.の両方が認められた場合に表明されます。 ア. 監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項は見受けられない。 イ. レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項は見受けられない。
限定事項付き結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明されます。
否定的結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、通常レビューを実施した個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明されます。

### (9) フォローアップ・レビューの確認結果

フォローアップ・レビューの確認結果には、①「改善の不十分な事項のない確認結果」、②「改善の不十分な事項のある確認結果」の2種類があります。なお、フォローアップ・レビューは前回の通常レビュー又は特別レビューにおいて監査事務所から提出された改善計画書に記載の改善措置の状況を確認するものであり、フォローアップ・レビュー実施時点の監査事務所の品質管理の状況について結論を表明するものではありません。

# (10) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置

品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定されます。措置の種類には、注意、厳重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告があります。

当該監査事務所が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所である場合は、品質管理の 状況のレビューの実施結果に基づく措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関す る措置として、以下の①又は②が決定されます。

- ① 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示
- ② 上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務 所名簿への登録の取消し

# 【品質管理レビュー制度(通常レビュー)における措置制度】

品質管理レビューの結論等 (措置の原因となる事実)		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・ レビュー/レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・ レビュー/レビュー (改善不十分)
1.12 -	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
レビュー 拒否・非協力	上場会社監査 事務所名簿等	登録の取消し (名簿からの抹消)		
不完的红染丸丰阳士	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
否定的結論を表明する原因となった事項	上場会社監査 事務所名簿等	登録の取消し (名簿からの抹消)		
限定事項付き結論	措置	厳重注意	辞退勧告	辞退勧告
(極めて重要な準拠 違反の懸念あり)を 表明する原因となっ た事項	上場会社監査事務所名簿等	開示	登録の取消し (名簿からの抹消)	
限定事項付き結論を	措置	注意	厳重注意	辞退勧告
表明する原因となった事項	上場会社監査 事務所名簿等		開示	登録の取消し (名簿からの抹消)
限定事項のない結論 における改善勧告事 項	措置		注意	厳重注意
	上場会社監査 事務所名簿等			開示

<sup>(</sup>注) 品質管理レビューの結論等の各項目のうち、上段は、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づいて決 定される措置を示し、下段は、上場会社監査事務所名簿等への登録に関して決定される措置を示しています。

# 【品質管理レビュー制度(特別レビュー)における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー 拒否・非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
改善勧告事項	措置	なし	注意	厳重注意

# (11) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

品質管理レビュー報告書等は、原則として第三者に開示することはできませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要(品質管理レビューの結論等)については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において、監査事務所が以下の項目を第三者に開示することが可能となっています。

- 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付
- フォローアップ・レビューが実施された場合にあっては、フォローアップ・レビュー報告 書の日付
- 品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置
- フォローアップ・レビューの実施結果及びその結果に基づく措置
- ■監査事務所における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無並びに当該事項がある場合にあってはその内容の要約及び監査事務所の対応状況

#### (12) その他

# ① 品質管理レビューの結果に関する監査役等とのコミュニケーション

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」において、少なくとも公認会計 士法上の大会社等、会計監査人設置会社又は信用金庫等の監査の場合、監査人は、品質管理レ ビューの結果に関して以下の事項を書面で監査役等に伝達することが求められています。

- 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付
- 品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置
- 限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由
- 監査事務所又は個別業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無(当 該事項があった場合は、その内容の要約(注))に加え、監査事務所の対応状況
  - (注) 個別業務における品質管理に係る限定事項及び改善勧告事項については、その領域及 び全般的な傾向
- 当該会社の監査業務がレビュー対象業務として選定されたかどうか 「当該会社の監査業務がレビュー対象として選定された場合]
- 当該個別業務における限定事項及び改善勧告事項の有無(当該事項があった場合は、その内容の要約)
- 当該個別業務における改善勧告事項への対応状況 特別レビュー、フォローアップ・レビューの実施結果についてもコミュニケーションの対象 となります。

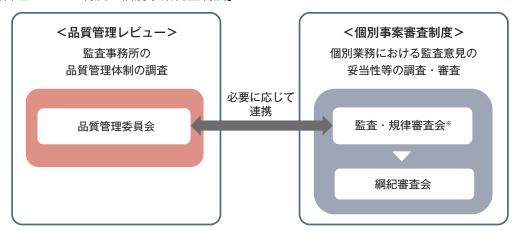
### ② 品質管理レビュー制度と個別事案審査制度の連携

当協会の自主規制の取組のうち、品質管理レビュー制度と個別事案審査制度は、監査事務所の品質管理体制の調査と、個別業務における監査意見の妥当性等の調査・審査という根本的な違いはあるものの、一部類似・重複する点や関連性が認められることもあることから、両者が必要に応じて連携し、監査業務の品質向上に努めています。

各制度における調査・審査を通じて、互いの制度の所掌に属する重大な事項を発見した場合、すなわち、品質管理レビューを通じて個別業務における監査意見の妥当性等に重大な疑念が生じた場合、又は個別事案審査における調査案件に関し監査事務所の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項を発見した場合には、会長への報告を通じて、勧告又は指示その他の必要な措置を講じてきました。また、運用面においては、双方の機関の関係者による連絡・協議の場を定期的に設け、会長への報告の対象となる案件を中心に必要な連携を図ってまいりました。

2019年7月の会則変更においては、それぞれの制度の目的、職務等を逸脱しない範囲において、 両者の連携・情報共有の迅速化・効率化を更に促進するために、各機関(品質管理委員会及び監査・規律審査会)の長が、一定の要件の下で必要な情報連携を行うことができることとしました。

### 【品質管理レビュー制度と個別事案審査制度】



- ※ 2019年7月の会則変更により、従前の「監査業務審査会」及び「規律調査会」が「監査・規律審査会」に一元化されました。
- ※ 個別事案審査制度から品質管理レビュー制度への連携については2019年7月の会則変更の施行日である2019年10月1日から、品質管理レビュー制度から個別事案審査制度への連携については会則変更による品質管理レビュー制度の改正の適用時期に合わせて2020年7月1日から運用することとしています。

#### 品質管理実施状況の報告制度

品質管理委員会は、通常レビュー対象会社等と監査契約を締結しているものの、過去3年以内に 品質管理レビューを受けていない監査事務所から、品質管理実施状況の報告書の提出を受け、監査 事務所の品質管理の実施状況を確認しています。また、必要と認めた場合には監査事務所に赴いて 確認することもできることとなっています。

# 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係

当協会は、2004年度から公認会計士法に基づき、公認会計士・監査審査会に対して、品質管理 レビューの状況報告を行い、また、公認会計士・監査審査会からモニタリングを受けています。

# (1) 品質管理レビュー結果の報告

当協会は、公認会計士法第46条の9の2第2項に従い、各月分の「品質管理レビューに関する月 次報告書」及び「品質管理レビューに関する年次報告書」を公認会計士・監査審査会に提出してい ます。

# (2) 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

公認会計士・監査審査会による以下のようなモニタリングが行われます。また、その過程で当協 会は公認会計士・監査審査会からの質問に回答しています。

審査	公認会計士・監査審査会は、当協会からの報告を受け、主として、当協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認します。
検査	公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるときは、監査事務所(監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む。)に対して検査を行います。また、当協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、当協会に対しても検査を行います。
勧告	審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は当協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告します。

### (3) 品質管理レビューと公認会計士・監査審査会の検査の実施概要

品質管理レビューの実施事務所に対応する公認会計士・監査審査会の検査の実施状況は以下の表 のとおりです。

当協会による品質管理レビューの実施概要						
年度 (注)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度		
レビューアー数	40人	40人	39人	40人		
通常レビュー実施事務所数	101事務所	96事務所	56事務所	84事務所		
フォローアップ・レビュー 実施事務所数	55事務所	62事務所	80事務所	44事務所		

<sup>(</sup>注)品質管理レビューの実施年度は、毎年4月から翌年3月までです。







	*	*	*		
公認会計士・監査審査会による検査の実施概要					
品質管理レビュー実施年度+1年	2017年度	2018年度	2019年度		
検査官数	33人	34人	34人		
検査実施事務所数	9事務所	10事務所	8事務所		

<sup>(</sup>注1)検査の事務年度は、毎年7月から翌年6月までです。

# (4) 公認会計士・監査審査会との意見交換等

2019年度は、公認会計士・監査審査会と以下のような点に関して、実務者レベルで意見交換を 実施しました。

- ・品質管理レビューの実効性向上について
- ・報酬依存度に係るセーフガードの運用上の課題 また、以下の講師派遣等を実施しました。
- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会への講師の派遣
- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会へのレビューアーの参加

<sup>(</sup>注2)2019年度の検査実施事務所数は、2020年3月31日までに着手したものを計上しています。

<sup>(</sup>出典)「公認会計士・監査審査会の活動状況」(令和2年5月)

# 3 6

# 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

### (1) 品質管理レビューの計画

#### ① 2019年度の重点的実施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的実施項目は、過年 度の改善勧告の状況及び最近の動向を踏まえて、以下の事項としました。

- 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況
- ・監査業務の品質を重視する風土
- ・監査事務所のガバナンスや組織運営
- ・専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
- ・職業倫理及び独立性(監査責任者等のローテーション管理)
- 個別業務における監査の実施状況
- ・会計上の見積りの監査
- ・不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応 職業的懐疑心

収益認識

経営者による内部統制を無効化するリスク

・グループ監査の手続

#### ② 2019年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

当年度の品質管理レビューの対象とする監査事務所の選定及び監査事務所ごとの通常レビューの 実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。

情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視

レビュー実施前における監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を更に強化し、大規模な上場会社の監査に対する監査事務所のリスク管理の状況を確認することにレビューの重点を置くとともに、通常レビューの対象とする個別業務の選定においても、大規模な上場会社を重視して選定しました。

・通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化

当年度は、前年度に引き続き、通常レビューにおけるリスク・アプローチを強化する一環として、個別業務の規模やリスクの状況に応じたレビューアーの選任や、レビューアーが識別したリスクが高いと判断した領域を重点的にレビューすることにより、深度あるレビューを実施することに留意しました。

#### ・監査事務所との深度あるコミュニケーション

改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について、監査事務所の現場力向上 に資するための深度あるコミュニケーションを行いました。

また、全ての監査事務所の改善計画書に、改善勧告事項が生じた原因の記述を求めること で、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行いました。

#### ・機動レビューの実施

前年度に通常レビューを実施した結果、品質管理レビュー報告書において「限定事項付き結 論」が表明されたことなどを受けて、継続して指導することが必要と判断した14事務所(前年 度は14事務所)については、前回のレビューから3年を経過していませんが、当年度に機動レ ビューを実施しました。

#### ・通常レビュー対象会社等以外の監査業務の追加選定

監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況(又は特性)から、通常レビュー対象会 社等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価す るには十分でないと認められた7事務所(前年度は2事務所)においては、通常レビュー対象 会社等以外のその他の会社等から7業務(前年度は2業務)を追加選定しました。なお、追加 選定した個別業務における契約種別の内訳は以下の表のとおりです。

(単位:監査業務)

	•	
追加選定した個別業務 における契約種別	前年度	当年度
会社法監査	_	5
学校法人監査	1	2
その他の法定監査	1	_
合 計	2	7

# (2) 通常レビューの実施状況及び実施結果

# ① 通常レビューの実施状況

当年度の通常レビュー対象監査事務所の総数及び通常レビュー実施監査事務所数の、前年度との 比較は、以下の表のとおりです。

# 【通常レビュー対象監査事務所の総数】

(単位:監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	139	131
その他の監査事務所	59	59
合 計	198	190

<sup>(</sup>注) 各年度の4月1日現在における通常レビュー対象監査事務所数です。

# 【通常レビュー実施監査事務所数】

(単位:監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	42	55
その他の監査事務所	14	29
合 計	56	84

#### ② 通常レビューの実施結果

当年度の通常レビューの実施結果は、以下の表のとおりです。

# 【通常レビューの実施結果】

(単位:監査事務所)

		繰起	年度 <u>域</u> 監査 務所数	実施 事務	年度 拖監査 務所数 <sup>註2)</sup>		<u></u>	報交付	ジュー 告書 対監査 務所数	繰起	年度 述監査 務所数
	前年度以前	2	(2)	_	( -)	2	(2)	2	(2)	_	( -)
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	当年度	_	( -)	55	(13)	55	(13)	53	(11)	2	(2)
	小計	2	(2)	55	(13)	57	(15)	55	(13)	2	(2)
	前年度以前	_	( -)	_	( -)	_	( -)	_	( -)	_	( -)
その他の監査事務所	当年度	_	( -)	29	(1)	29	(1)	29	(1)	_	( -)
	小計	_	( -)	29	(1)	29	(1)	29	(1)	_	( -)
	前年度以前	2	(2)	_	( -)	2	(2)	2	(2)	_	( -)
合 計	当年度	_	( -)	84	(14)	84	(14)	82	(12)	2	(2)
	小計	2	(2)	84	(14)	86	(16)	84	(14)	2	(2)

<sup>(</sup>注1)機動レビューを実施した監査事務所数については、() 内に内数で記載しています。

<sup>(</sup>注2) 当年度実施監査事務所数のうち会則第139条第3項(2019年7月22日改正前)に基づく機動レビューが、上 場会社監査事務所名簿等登録事務所に3件含まれています。

通常レビューにおけるレビュー報告書交付監査事務所(84事務所)のレビューの結論の種類別内 訳は、以下の表のとおりです。

#### 【通常レビューにおける結論の種類別内訳】

(単位:監査事務所)

	前年度				当年	F.度		
	限定事項 のない 結論	限定事項 付き結論	否定的 結論	計	限定事項 のない 結論	限定事項 付き結論	否定的 結論	計
上場会社 監查事務所名簿等 登録事務所	38 (9)	1 (-)	2 (-)	41 (9)	51 (11)	4 (2)	(-)	55 (13)
その他の 監査事務所	11 (2)	3 (2)	_ (-)	14 (4)	26 (-)	3 (1)	_ (-)	29 (1)
合 計	49 (11)	4 (2)	2 (-)	55 (13)	77 (11)	7 (3)	( <del>-</del> )	84 (14)

- (注1) 通常レビューにおけるレビュー報告書交付監査事務所数のうち、機動レビューによるレビュー報告書交付監査事務所数については、( ) 内に内数で記載しています。
- (注2) 繰越監査事務所については、レビュー報告書交付年度に含めて表示しており、当年度に品質管理レビュー報告書が審議・決定された繰越監査事務所数は、「限定事項のない結論」が1事務所(前年度1事務所)、「限定事項付き結論」が1事務所で「否定的結論」はありませんでした(前年度は「限定事項付き結論」「否定的結論」ともにありませんでした)。

#### ③ 通常レビューの実施結果の評価

当年度は通常レビュー実施監査事務所が前年度から大幅に増加したため、単純に比較はできないものの、「限定事項付き結論」又は「否定的結論」が表明された監査事務所の数は前年度の6事務所から当年度は7事務所に増加しました。

前年度に「限定事項付き結論」又は「否定的結論」が表明された6事務所のうち、上場会社監査事務所名簿から抹消されたものが2事務所、監査人交代により通常レビュー対象外となったものが3事務所です。残る1事務所は、当年度に機動レビューを実施した結果、限定事項付き結論となっています。

また、当年度に「限定事項付き結論」が表明された監査事務所は、機動レビュー対象の監査事務 所が3事務所(上記の1事務所を含む。)、新たに上場会社を監査するために準登録事務所名簿へ登 録されている監査事務所が2事務所、その他の監査事務所が2事務所となっています。

「限定事項付き結論」が表明された監査事務所に共通するのは、監査品質を重視する風土が醸成されていない、組織的な監査を実施する体制が整備されていないといった根本的な原因から、監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲並びに審査が有効に機能していない、定期的な検証を実施していないなど、監査事務所としての品質管理に不備があり、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、複数の改善勧告事項が生じていることです。

# (3) 重点的実施項目の実施結果

当年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書を交付した82事務所において重点的 実施項目を確認した結果は、以下のとおりです。

#### (1) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

当年度の通常レビューにおいては、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言等を踏まえ、以下の4項目を重点的実施項目として採り上げ、これらが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、当該4項目について改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

	(半	位 . 监且争伤别)
重点的実施項目	前年度	当年度
1. 監査業務の品質を重視する風土	2	3
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	5	3
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及 び選任	1	1
4. 職業倫理及び独立性 (監査責任者等のローテーション管理)		3

(単位:監査事務所)

- (注1) 複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。
- (注2) 当年度の重点的実施項目のうち、前年度に重点的実施項目でなかった項目に関する監査事務所数の記載は省略しています。

当年度に「限定事項付き結論」となった監査事務所のうち、3事務所が「1.監査業務の品質を重視する風土」と「2.監査事務所のガバナンスや組織運営」について改善勧告を受けています。これは、前回の品質管理レビューの改善勧告を受けて計画された改善措置が複数の項目で実施されていない、不正リスクや業務量の評価を踏まえた慎重な検討が行われないまま、監査契約の新規の締結及び更新が行われていた、といった内容が含まれています。また、このうち2事務所では「職業倫理及び独立性」についても改善勧告を受けており、業務執行社員による監査先への長期間関与、関与期間後のインターバル期間中における監査チーム構成員としての関与等、ローテーションルールが整備・運用されていないといった内容が含まれています。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、機動 レビュー時にその改善状況について確認を行っています。

### ② 個別業務における監査の実施状況

当年度の通常レビューにおいては、個別業務に関して以下の3項目を重点的実施項目として採り 上げ、監査業務が適切に行われているかを確認しました。その結果、当該3項目について改善勧告 事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

(単位:監查事務所)

	· · ·	, ,,,,,,,,
重点的実施項目	前年度	当年度
1. 会計上の見積りの監査	14	32
2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応		
·職業的懐疑心	4	3
·収益認識	(注2)	19
・経営者による内部統制を無効化するリスク	19	46
3. グループ監査の手続	(注2)	3

- (注1) 複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。
- (注2) 当年度の重点的実施項目のうち、前年度に重点的実施項目でなかった項目に関する監 査事務所数の記載は省略しています。

当年度は、通常レビュー実施監査事務所が前年度の56事務所から84事務所へ28事務所増加した ことに加え、監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を更に強化した上で、重要な虚偽表示 リスクが高いと判断した領域を重点的にレビューするなど、通常レビューにおけるリスク・アプ ローチを強化したことなどにより、重点的実施項目に関連した改善勧告を受けた監査事務所数も増 加しました。

「1. 会計上の見積りの監査」では、前年度に引き続き繰延税金資産の回収可能性、のれんを含 む固定資産の減損、関係会社株式の評価に係る改善勧告事項が多く、また、棚卸資産の評価、貸倒 引当金等、会計上の見積りに関するその他の領域からも幅広く改善勧告事項が生じています。具体 的な内容としては、会長通牒で求められている、経営者が使用した仮定に対して批判的に検討する 姿勢の不足や、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討不足などがありま す。

「2.不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」では、「収益認識」と「経営者に よる内部統制を無効化するリスク」のうち仕訳テストについての改善勧告事項が多くありました。 具体的な内容として、収益認識については売上形態ごとにどのような不正が発生する可能性がある かの不正リスクシナリオの検討不足や、より証明力の強い監査証拠の入手不足などがあります。ま た、仕訳テストについては、不正シナリオの検討が不十分、抽出された仕訳入力に対する詳細テス ト等が未実施といった改善勧告が多くありました。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、フォ ローアップ・レビュー時にその改善状況について確認を行っています。

# (4) フォローアップ・レビューの実施状況及び実施結果

当年度のフォローアップ・レビュー実施監査事務所数及びレビュー報告書交付監査事務所数の前 年度との比較は、以下の表のとおりです。

(単位:監査事務所)

	前年	<b>丰</b> 度	当结	丰度
	実施監査事務所数	レビュー 報告書 交付監査 事務所数	実施監査事務所数	レビュー 報告書 交付監査 事務所数
上場会社監査事務所名簿等登録事務所(注2)	53 (1)	53 (1)	33 (-)	33 (-)
その他の監査事務所	27 (1)	27 (1)	11 (1)	11 (1)
合 計	80 (2)	80 (2)	44 (1)	44 (1)

<sup>(</sup>注1) 再フォローアップ・レビューを() 内に内数で記載しています。

フォローアップ・レビューにおける確認結果別内訳は、以下の表のとおりです。

#### 【フォローアップ・レビューにおける確認結果別内訳】

(単位:監査事務所)

	前年度				当年度	
	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	<u></u>
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所 <sup>(注2)</sup>	51 (1)	2 (-)	53 (1)	31 (-)	2 (-)	33 (-)
その他の監査事務所	25 (1)	2 (-)	27 (1)	9 (1)	2 (-)	11 (1)
合 計	76 (2)	4 (-)	80 (2)	40 (1)	4 (-)	44 (1)

<sup>(</sup>注1) 再フォローアップ・レビューを() 内に内数で記載しています。

なお、フォローアップ・レビューでは、前年度の通常レビューで改善勧告事項の対象となった重 点的実施項目について、当該改善勧告事項が生じた監査業務以外の業務でも監査の実施状況を確か めています。この結果、改善勧告を受けた監査事務所数は1事務所です(前年度は該当事務所な し)。

<sup>(</sup>注2) 当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

<sup>(</sup>注2) 当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

# (5) 会長への報告の状況及び品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置

#### ① 会長への報告

品質管理の状況のレビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告します(会則第123条第4項(2019年7月22日改正前))。

(単位:監查事務所)

	\ \ \ \ \	<u> </u>
	前年度	当年度
否定的結論を表明する場合	2 (-)	- (-)
極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付 き結論を表明する場合	2 (-)	3 (-)

<sup>(</sup>注)前年度以前からの繰越監査事務所数は、()内に内数で記載しています。

# ② 措置の決定

品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所は、以下の表のと おりです。

(単位:監査事務所)

品質管理レビューの結論等	措置	前年度	当年度
四貝目注レビューの和酬寺	1月世	(注1	· 2)
否定的結論	辞退勧告	2 (2)	- (-)
	辞退勧告(改善不十分)	2 (-)	1 (-)
	厳重注意	- (-)	2 (1)
限定事項付き結論	厳重注意(改善不十分)	- (-)	- (-)
	注意	2 (1)	4 (3)
	小計	4 (1)	7 (4)
限定事項のない結論における改善勧告事項	注意(改善不十分)	6 (4)	5 (3) (注3)
合計		12 (7)	12 (7)

<sup>(</sup>注1) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所のうち、上場会社監査事務所 名簿等登録事務所に対するものは、( ) 内に内数で記載しています。

<sup>(</sup>注2) 当年度に措置の決定を受けた監査事務所数には、2018年度からの繰越監査事務所が、「注意」に1事務所含まれています。(前年度には「注意」に1事務所含まれています。)

<sup>(</sup>注3) ( ) 内の内数には、当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消されたフォローアップ・レビュー実施監査 事務所を含めています。

<sup>(</sup>注4) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の種類別の総数は以下の表のとおりです。

(単位:措置数)

措置の種類	前年度	当年度
辞退勧告	5	2
厳重注意	5	3
注意	13	13
合 計	23	18

### (6) レビュー時間の実績情報

2016年度からレビューアーを30人から40人へ増員し、監査事務所及び個別業務のリスク評価に応じた深度あるレビューを実施しています。2019年度は、レビューアー40人体制で実施しました。当年度は、通常レビュー実施監査事務所数が増加したことに加え、オフサイト・モニタリングをより一層強化して事前の詳細分析等に注力したことにより、監査事務所直接業務時間が増加しています。なお、2017年度以降のレビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間等は、以下の表のとおりです。

	2017年度	2018年度	2019年度
監査事務所直接業務時間	35,114	35,829	39,995
(うち大手監査法人)	(8,421)	(16,410)	(11,920)
(大手監査法人選定数)	(2)	(3)	(2)
レビュー業務総時間	69,652	73,239	74,350
レビューアー人数	40人	39人	40人

<sup>(</sup>注1) 監査事務所直接業務時間とは、レビューアーの業務時間のうち関連する監査事務所に直接 紐付けすることが可能な業務時間であり、事前の準備等に要した時間も含みます。

<sup>(</sup>注2) 大手監査法人の定義は2019年度に改正しました。改正後の定義については【第1部 概要編】「3.品質管理レビュー制度等(4)通常レビューの種類及び対象監査事務所」をご参照ください。

# (7) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導

通常レビューの往査時に発見した事項については、その場で必要な改善措置を指導するとともに、発見事項となった原因及び根本的な原因についても、最高経営責任者や品質管理責任者と協議を実施し、意見交換をしています。また、通常レビューの往査後も必要に応じて、監査事務所の見解の確認や改善計画書への記載内容について指導しています。なお、品質管理委員会は、通常レビュー実施監査事務所に対する改善勧告事項のうち、主要なものを「品質管理レビュー事例解説集」として編纂し、一般に公表しています。また、この事例解説集は、当協会の実施する研修会の教材、継続的専門研修の指定教材として利用されています。監査責任者をはじめとする監査業務に携わる全ての会員等は当協会から公表される改善勧告事例等を有効に活用し、監査の品質の維持、向上を図ることが期待されています。

# (8) 品質管理レビューに係る実務運用

#### ① 異議の申立て制度

品質管理レビュー報告書(案)及び改善勧告書(案)を交付された監査事務所が、自らの主張が 十分に検討されていないと思料するときは、限定事項付き結論又は否定的結論の場合に限って、品 質管理審査部会による調査を求める申立てを行うことができる制度です。なお、前年度及び当年度 において異議の申立てはありませんでした。

#### ② 品質管理レビューご意見受付窓口

品質管理レビューの問題点を認識するとともに、将来の制度・運用の改善につなげ、ひいては品質管理レビューの適正性・実効性を向上させるため、品質管理レビューの実施・運営に係る一般的事項に関する意見等を広く受け付ける「品質管理レビューご意見受付窓口」(電子メールアドレス(qc-opinion@jicpa.or.jp))を開設しています。

# (9) その他の活動状況

#### ① 上場会社監査事務所登録制度の厳格な運用

上場会社監査事務所名簿等登録事務所が、上場会社を監査するのに十分な能力・態勢を有してい ることが担保されるよう、品質管理レビューの実施を通じて監査事務所の品質管理に対する意識の 向上を図り、登録の可否や措置の決定を厳格に行いました。

#### ② 「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書 | における提言への対応

「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」(2018年1月15日付け)に記載されてい る提言について、以下のような項目に関する具体的な施策を実施しました。

#### 2019年度の通常レビュー計画における施策

- ・情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
- ・通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
- ・監査事務所との深度あるコミュニケーション

#### 上記以外の施策

- ・公認会計士・監査審査会との実務者レベルでの定期的な意見交換
- ・レビューアー研修などの品質管理レビューの質を確保するための諸施策
- ・品質管理レビューで認識した当協会の課題に対する関係部署へのフィードバック
- ・「品質管理レビュー制度の概要」の配付、ウェブサイトでの情報発信等
- ・「品質管理レビュー事例解説集」の配布及びウェブサイトでの情報発信並びに「品質管理レ ビュー事例解説集」を用いた研修実施
- ・2019年7月の会則変更による品質管理レビュー制度の改正に対応して、「品質管理レビュー基 準等改正作業部会」を設置し、2020年度から適用する具体的な品質管理レビュー基準、品質 管理レビュー手続及びレビューツールの改正内容を検討

# ③ 品質管理レビューに関するアンケート調査

2018年度品質管理レビューに関するアンケート調査について、調査結果の評価を行い、上記② の施策を検討する際の参考としました。

2019年度も品質管理レビューに関するアンケート調査を行っており、今後の品質管理レビュー の実施・運営の改善の参考にしていきます。

#### ④「品質管理実施状況の報告書」の検討及び個別相談会の開催

【詳細編】1.(12) ③に記載のとおり、通常レビュー対象会社と監査契約を締結しているもの の、過去3年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所の品質管理の状況を把握するた め、「品質管理実施状況の報告書」の提出を受けました。

また、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書(QCQ300)」への回答内容 を分析・検討した上で、「品質管理実施状況の報告書」の内容について審査し承認しました。

当年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出した監査事務所は17事務所であり、このうち希 望した6事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を各々開催し、監査の品質管理に 関する指導を実施しました。

#### ⑤ 中小監査事務所の品質管理の向上に資する支援

当協会の中小監査事務所連絡協議会が開催した「監査役等への品質管理レビューの結果等の説明 文書の様式例 | の改正に関する研修会について、レビューアーが講師を務め、また、研修資料に意 見を述べるなど中小監査事務所の品質管理の向上に資するように支援を行いました。

#### ⑥ IT委員会、中小事務所等施策調査会及びレビューアーの三者間の意見交換

当年度は、当協会のIT委員会、中小事務所等施策調査会及びレビューアーの三者間で、以下の項 目について意見交換を行いました。

- ・IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と 評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」の改正の方向性等について
- ・IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」、IT委員会研究 報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」 Q&A」の改正について
- ・レビューの現場で識別されたITに係る監査事務所の課題について
- ・中小監査事務所のITに係る取組について

#### ⑦ 監査人交代理由に関する意見交換の実施

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるよ うに、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において監査事務所と 意見交換を行っています。



# 4 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項数の当年度と前年度の状況は、以下のとおりです。

#### 【改善勧告事項の発生内訳】

	レビュー	うち改善勧		改善勧告事項		
年度	報告書交付 事務所	告事項が生じた事務所	選定した 監査業務	監査事務所 における 品質管理	監査業務 における 品質管理	計
当年度	84事務所	79事務所	187業務	67件	502件	569件
前年度	55事務所	50事務所	158業務	59件	458件	517件

通常レビュー実施監査事務所は、各年度によって異なり、また、当年度のレビュー報告書交付事 務所数は前年度から大幅に増加しているため、改善勧告事項数等を前年度と比較することは、必ず しも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、監査事務所における品質管理 と監査業務における品質管理に分けて、改善勧告事項の発生状況等について前年度との比較を行っ ています。

### (1) 監査事務所における品質管理

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項は、以下の表のとおりです。

#### 【改善勧告事項の発生状況(監査事務所における品質管理)】

レビュー の結論		上場会社監査事務所 名簿等登録事務所 上場会社監査数	レビュー 報告書交付事務所数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1 事務所 当たり平均 (B/A)
		100社以上	2	_	_
と限		20~99社	3	2	0.7
となった監査事務所限定事項のない結論		10~19社	6	1	0.2
た 監 本 た		10社未満	40	23	0.6
事は		小計①	51	26	0.5
	そ	の他の監査事務所②	26	8	0.3
	計 (①+②)		77	34	0.4
限定事項付き結論、否定的結論と なった監査事務所		7	33	4.7	
当年度計		84	67	0.8	

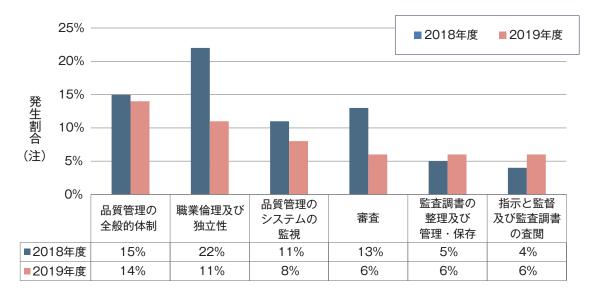
#### <参考>前年度の改善勧告事項の発生状況

前年度計	55	59	1.1
------	----	----	-----

# 発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所における品質管理)

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は「品質管理の全般的体制」、「職業倫理及び独立性」等となっています。「職業倫理及び独立性」及び「審査」については発生割合が大きく減少していますが、概ね2018年度と同様の項目が上位になっています。

# 【発生割合が高い改善勧告事項 (監査事務所における品質管理)】



(注) 「発生割合」 = 「各項目で改善勧告事項が生じた監査事務所数」 「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」

改善勧告事項の具体的な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

# (2) 監査業務における品質管理

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項は、以下の表のとおりです。

# 【改善勧告事項の発生状況(監査業務における品質管理)】

レビュー の結論		場会社監査事務所 名簿等登録事務所 上場会社監査数	事務所数	選定 業務数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1業務 当たり平均 (B/A)	改善勧告事項 が生じた 業務数と割合
		100社以上	2	30	18	0.6	12
と限か定		20~99社	3	25	65	2.6	17
となった監査		10~19社	6	24	68	2.8	21
たりのた		10社未満	40	65	144	2.2	59
査事務所 新論		小計①	51	144	295	2.0	109
所論	そ(	の他の監査事務所 ②	26	31	116	3.7	29
		計 (①+②)	77	175	411	2.3	138
限定事項付き結論、否定的結論 となった監査事務所		7	12	91	7.6	12	
当年度計		84	187	502	2.7	150 (80%)	
/ <del>公文</del>							

#### <参考>前年度の改善勧告事項の発生状況

前年度計	55	158	458	2.9	116 (73%)

選定した各監査業務における改善勧告事項の状況は、以下の表のとおりです。

#### 【選定した監査業務における改善勧告事項数ごとの内訳】

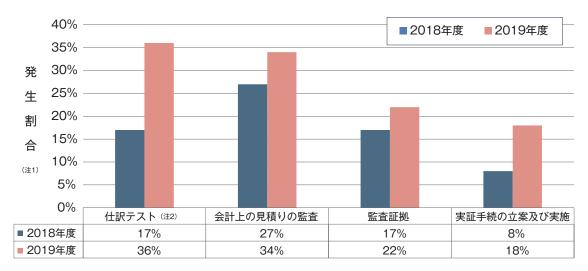
	上	場会社監査事務所	事務所数	選定業務数	(A) について改善勧告事項数ごとの内訳 (業務数)						
レビューの結論	â	名簿等登録事務所			業務数 改善 改善 数						- 計
		上場会社監査数		(A)	0件	1件	2件	3件	4件	5件~	ĒΙ
		100社以上	2	30	18	9	2	_	_	1	30
と限た定		20~99社	3	25	8	3	2	3	4	5	25
となった監		10~19社	6	24	3	6	4	4	4	3	24
た監査事		10社未満	40	65	6	21	13	15	4	6	65
事が		小計①	51	144	35	39	21	22	12	15	144
務結所論	その	つ他の監査事務所②	26	31	2	2	8	7	4	8	31
		計 (①+②)	77	175	37	41	29	29	16	23	175
限定事項付き結論、否定的結論 となった監査事務所		7	12	_	_	1	3	1	7	12	
合計 84		84	187	37	41	30	32	17	30	187	
				割合	20%	22%	16%	17%	9%	16%	100%

(参考) 例えば、上場会社監査数100社以上の監査事務所では、選定した監査業務30業務のうち改善勧告事項が0件 だった業務が18業務あり、改善勧告事項が1件だった業務が9業務あることを表しています。

# 発生割合が高い改善勧告事項(監査業務における品質管理)

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「仕訳テスト」、「会計上の見積りの監査」、「監査証拠」等ですが、これらの項目の発生割合は、前年度と比較して総じて高くなっており、特に「仕訳テスト」の発生割合が高くなる結果となっています。

# 【発生割合が高い改善勧告事項 (監査業務における品質管理)】



(注1) 「発生割合」 = 「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」 「選定した監査業務数」

(注2) 「仕訳テスト」については、前年度までは「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」に 含めて集計していましたが、発生割合が高くなったことから当年度から別項目として集計しています。

改善勧告事項の具体的な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。



# 改善勧告事項となった原因と対策(改善措置)

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し、実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、監査事務所に改善勧告書が交付された場合には、監査事務所は、改善計画書において、全ての改善勧告事項を対象に「改善勧告事項となった原因」を記載しています。

「改善勧告事項となった原因」には、更に根本的な原因が存在している場合があり、複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。このため、品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論が付されている等の場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューアーと監査事務所の最高経営責任者等との意見交換を踏まえて「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載しています。

レビューアーは、こうした改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度 あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っていま す。

### (1) 全ての改善勧告事項を対象に記載される「改善勧告事項となった原因」

改善計画書に記載された「改善勧告事項となった原因」には以下のようなものがあります。

- ・監査対象会社の主張に対する職業的懐疑心の不足
- ・監査基準の誤解や理解不足
- ・監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲の不足

具体的な事例は以下のとおりです。監査事務所は、専門要員への研修等による対策内容の周知及び実施状況の確認を実施することに加えて、「改善措置」欄に記載した個々の対策を講じます。

#### 事例1 職業的懐疑心の不足(固定資産の減損損失)

監査対象会社は、前年度及び当年度が営業赤字であることから減損の兆候ありと判定した資産グループに関して、翌年度以降営業黒字に転換する事業計画を基礎として減損損失を計上していない。しかし、監査人は、当該事業計画について各損益項目の根拠となる基礎データなど経営者が使用した重要な仮定の合理性を批判的に検討していなかった。

	監査対象会社の主張に対する職業的懐疑心が不足していたため、前年度及び当年度が
原因	営業赤字だが翌年度以降営業黒字に転換する事業計画に関して、経営者が使用した重
	要な仮定の合理性について批判的な検討が不十分であった。
	財務諸表に重要な影響を与える固定資産の減損損失の検討に当たっては、職業的懐疑
改善措置	心を発揮し、経営者が使用した重要な仮定の合理性を含む事業計画を批判的に検討す
	る。

#### 事例2 監査基準の誤解や理解不足(仕訳テスト)

監査対象会社は、経営者による内部統制を無効化するリスクに対応する監査手続の一つとして仕 訳テストを実施しているが、複数ある抽出条件により機械的に抽出するにとどまり、起こり得る 不正の態様を想定した仕訳の抽出が行われていなかった。また、抽出した仕訳に対して、通査に よりその仕訳の内容から問題ないと判断しているのみで詳細テスト等を実施していなかった。

	監査基準及び会長通牒を十分に理解していなかったため、仕訳テストに関して、不正
原因	リスク対応手続としてより信頼性の高い証拠によって重要な虚偽表示がないことを裏
	づける手続が不十分となっていた。
	監査基準及び会長通牒を十分に理解し、起こり得る不正の態様を想定して仕訳の抽出
改善措置	条件を決定し、当該抽出条件に基づき抽出された仕訳については、証憑突合などの詳
	細テスト等を実施する。

#### 事例3 指示と監督及び監査調書の査閲

通常レビューにおいて、監査手続について複数の重要な不備が検出されているが、監査責任者 は、監査調書の査閲等を通じて当該不備を是正できていなかった。

	監査責任者は、査閲に必要な監査時間を確保するなどの監査計画を立案しておらず、
原因	結果として監査手続を実施した補助者への指示・監督、監査調書の査閲が不十分と
	なっていた。
34.美州里	適切な監査計画を立案し、監査調書の査閲に十分な時間を確保する。また、監査責任
改善措置	者が作成する監査調書については相互で査閲する。

上記のような改善勧告事項に対する監査事務所の改善措置の立案や改善に向けた取組に対して、 当協会では、レビューアーによる指導のほかに、当協会の本部及び地域会において監査業務の遂行 に有用な研修を実施するとともに、中小監査事務所に対しては研修を通じて監査ツール等の提供を 行うなど、監査事務所における監査業務の適切な遂行を支援するための施策を実施しています。

### (2) 限定事項付き結論等の場合に記載される「改善勧告事項となった根本的な原因」

改善勧告事項となった原因には、更にその原因を生じさせている根本的な原因が存在している場 合があり、複数の原因を生じさせている共通した根本的な原因としては組織的な監査を実施する体 制や監査事務所の風土が問題となっているケースが見受けられます。

具体的な事例は以下のとおりです。

### 事例1 監査品質を重視する風土

専門要員の確保が困難な状況下で、不正リスクや監査時間等の評価を踏まえた慎重な検討を行わ ずに監査契約の新規の締結を行っていた。また、監査に対して非協力的な関与先との契約更新に ついても慎重な検討をせずに行っていた。結果的に、個別業務における品質管理に関して、多数 の改善勧告事項が検出された。

	監査事務所は、個別業務における専門要員の不足及び監査責任者の関与不足が恒常的
原因	に生じている状況下で、監査契約の新規の締結及び更新の検討を慎重に行う意識が不
	足していた。また、社員会でも協議されていなかった。
根本的な	最高経営責任者による監査の品質管理の重要性に対する認識が不十分であり、監査品
原因	質は全てに優先するという風土を醸成できていなかった。
	品質管理に関する方針及び手続等の遵守の重要性を繰り返し示し、品質に対する意識
少学批学	の向上を図ることを通じて、監査品質を重視する風土を醸成する。
改善措置	また、不正リスク及び監査時間等を十分に評価して監査契約の新規の締結及び更新を
	慎重に検討する体制を整備する。

### 事例2 組織的な監査を実施する体制

監査業務において、品質管理のシステムを適切に運用していない事実及び品質管理の基準が求め る個別業務における監査手続を十分に実施していない事実が広範かつ多数見受けられ、監査事務 所の代表者が品質管理の責任を果たしているとはいえなかった。

	監査業務において、専門要員への十分な指示と監督及び監査調書の査閲を行っていな
原因	かった。また、代表者を含め専門要員は、監査基準の理解が十分ではなく、専門要員
	に対する教育・訓練も不足していた。
	監査事務所の代表者の認識不足により、組織的な監査を実施する体制の整備ができて
根本的な原因	いなかった。また、監査品質の改善や向上について継続的な取組を行う姿勢が不足し
%XE	ていた。
	適切な監査計画を立案した上で、監査責任者が十分な監査時間を確保する。また、併
改善措置	せて監査基準の十分な理解に努め、専門要員への適切な教育・訓練等を通じて監査品
	質の向上を図り、組織的な監査を実施する。

当協会は、監査業務に有用な研修の実施や監査ツールの提供等によって、監査事務所の改善措置 への取組に対して、指導機能を発揮しています。

一方、重要かつ多数の改善勧告事項が発見された上記の事例1及び事例2のような監査事務所に 対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要 であると考え、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置を決定しています。また、上場 会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の 登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。



## 上場会社監査事務所登録制度

当協会は、上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表 監査の信頼性を確保するため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入し、当協会の品質管 理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置しました。当該部会は、上場会社監査事務所名簿、準 登録事務所名簿等を備え、広く一般に公開しています。上場会社監査事務所は、会則により上場会 社監査事務所名簿等への登録申請が義務付けられています。

品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否や同部会の登録事務所に対する措置を審議・決定します。この登録の可否及び措置の決定に当たっては、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言の施策である「日本公認会計士協会の自主規制機能の強化」への取組の一つとして、上場会社監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な審査を行っています。

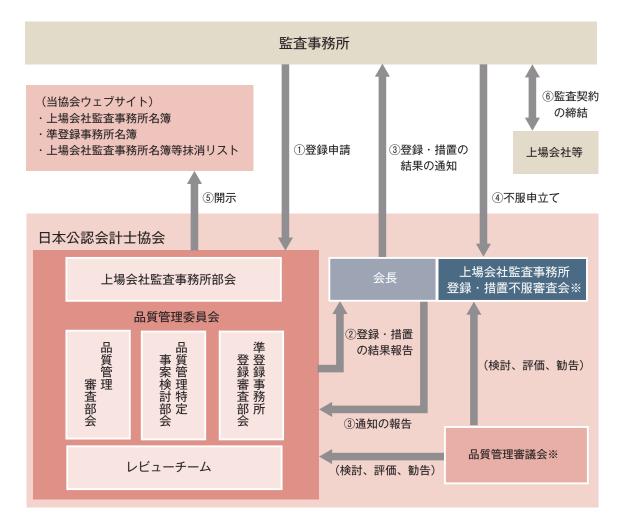
また、上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所が懲戒処分等を受けたときは、会則に 従って懲戒処分等の開示等を行うとともに、一定の事由に該当する会員については名簿再登録制限 者の指定を行い、名簿再登録制限者管理簿(非公開)に記載します。なお、名簿再登録制限者に指 定された会員が、一定の要件を満たしたときは、指定の解除を受けることができます。

上場会社監査事務所名簿等への登録申請に対し登録を認めない決定、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しの決定、名簿再登録制限者の指定又は指定解除の取消しの決定が行われた場合には、当該決定の通知を受けた会員は、新会則の施行日である2019年10月1日以降は、従前の上場会社監査事務所登録・措置不服審査会への不服申立てに代えて、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。

なお、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社 監査事務所名簿等登録事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならず、既存 の上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿等登録事務所でなければならない、とされて います。

上場会社監査事務所登録制度の概要は、次ページに示すとおりです。

### 【上場会社監査事務所登録制度】



- (注) ①から⑥までに記載されている会則は2019年7月改正前のものです。
- ① 登録申請(会則第128条、第128条の2、第128条の3) 例えば、新たに上場会社との監査契約を予定している場合、上場会社監査事務所となる前に準登録事務所名簿へ の登録を申請しなければならない。
- ② 登録・措置の結果報告(会則第134条第1項) 品質管理委員会は登録の可否、措置内容等、名簿再登録制限者の指定等を会長に報告する。
- ③ 登録・措置の結果の通知及び報告(会則第134条第2項) 会長は報告を受けた場合はその旨を監査事務所又は会員に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなけれ ばならない。
- ④ 不服申立て (会則第135条)
  - 決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立てをすることができる。
- ⑤ 開示 (会則第127条第2項) 上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。
- ⑥ 監査契約の締結(会則第128条)
  - 準登録事務所名簿に登録された監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名 簿への登録を申請しなければならない。
  - ※新会則の施行日である2019年10月1日付けで、品質管理審議会及び監査業務モニター会議(個別事案審査制 度におけるモニタリング機関)は新たなモニタリング機関である「自主規制モニター会議」に代わり、上場会 社監査事務所登録・措置不服審査会及び不服審査会(個別事案審査制度における不服審査機関)は「適正手続 等審査会」に一元化しました。

### (1) 上場会社監査事務所名簿等への登録の流れ

上場会社監査事務所は、上場会社監査事務所部会への登録申請が義務付けられており、上場会社 監査事務所名簿に登録するためには通常レビューを受けなければなりません。上場会社監査事務所 名簿等への登録の流れは以下のとおりです。

### ① 準登録事務所名簿への登録

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿への登録に上場会社と監査契約を締結しなければなりません。準登録事務所名簿への登録には、以下の二つの場合があります。

### ア. 上場会社との監査契約を予定している場合

上場会社との監査契約を予定している監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、書類審査を行い、必要と認めた場合には面談又は往査を実施し、準登録事務所登録審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、品質管理委員会の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施前監査事務所」として登録を行います。

イ. 上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と 認められる会社の監査を行っている場合

上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社(会計監査人設置会社で売上高10億円以上の会社等)の監査を行っている監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、申請書類による審査に加えて通常レビューを実施し、品質管理審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、品質管理委員会の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録を行います。

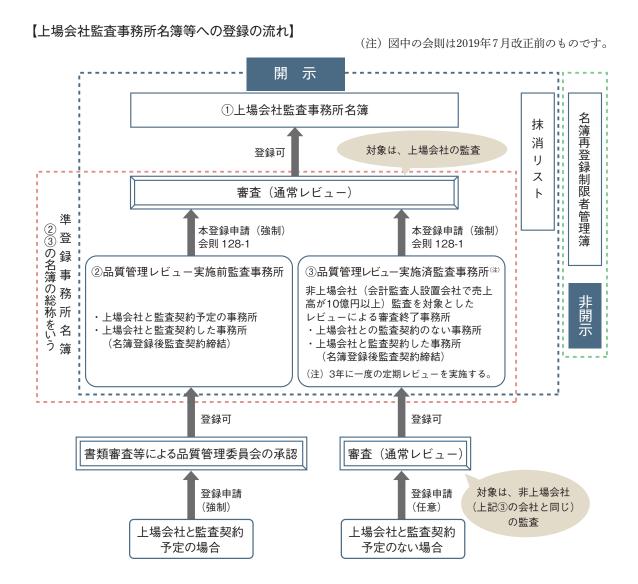
#### ② 上場会社監査事務所名簿への登録

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が新たに上場会社と監査契約を締結し上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請しなければなりません。品質管理委員会は、通常レビューを実施し、品質管理審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する登録に関する措置案を審議し、その結果を会長に報告します。その後所定の手続を経て、品質管理委員会は上場会社監査事務所名簿にその結果を反映します。

### ③ 上場会社監査事務所名簿等への登録を認めない場合

品質管理審査部会又は準登録事務所登録審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない審査結果を品質管理委員会に報告する場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告し、品質管理委員会が審査の上、これを決定します。準登録事務所名簿に登録されている監査事務所について、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定に関し所定の手続を経てその効力が生じたときは、当該監査事務所を上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他規則で定める事項を開示します。

上場会社監査事務所名簿等への登録の流れは、以下に示すとおりです。



### (2) 名簿再登録制限者の指定及び指定の解除の制度

品質管理委員会は、登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された場合、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者を名簿再登録制限者として指定し、上場会社監査事務所部会に備える名簿再登録制限者管理簿に記載します。なお、名簿再登録制限者管理簿は開示せず、名簿再登録制限者管理簿に記載されているか否かについて、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請者分について、申請者本人及び申請者の指定する者に証明書を交付します。

上場会社監査事務所名簿等登録事務所は、名簿再登録制限者に指定された会員を、上場会社の監査 業務の監査責任者、審査担当者その他重要な決定及び判断を行う者とすることは認められていません。

なお、名簿再登録制限者として指定された会員は、名簿再登録制限者に指定された後に実施した 所定の監査業務がある場合は、当該監査業務について品質管理の状況のレビューを受け改善が確認 されたときに、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができます。ま た、所定の監査契約がなく、今後も所定の監査契約を締結する予定がない場合に限り、名簿再登録 制限者に指定された年度後5年間継続して継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会 員に係る必須単位を取得したときに、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受ける ことができますが、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間の間に所定の監査契約を締結した 場合は、その監査業務が行われなくなった年度から起算して5年間継続して前述の必須単位を取得 する必要があります。

### (3) 上場会社監査事務所登録・措置の審査制度

新会則の施行日である2019年10月1日より前は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿 への登録を認めない決定等の通知を会長から受けた監査事務所は、品質管理委員会の当該決定に不 服がある場合、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立てをすることができました。

2019年7月の会則変更により、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会及び不服審査会(個別事案審査制度における不服審査機関)を一本化した新たな審査機関である適正手続等審査会が設置されたため、新会則の施行日である2019年10月1日以降は、監査事務所は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等に関して、品質管理委員会の結論に影響を及ぼす手続違反があったこと、重大な事実誤認があること、又は新たな事実が判明したことを理由として、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。

同審査会は、会員2人及び会員外の学識経験を有する者1人、計3人で組織されており、審査の結果、審査申立てに理由があると認めたときは審査に係る事案を品質管理委員会に差し戻し、これを認めないときは審査申立てを棄却します。審査申立てに係る審査の終了により、品質管理委員会の決定が確定したときは、会長は、当該決定の対象となる監査事務所にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告します。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映します。



# 上場会社監査事務所名簿等の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までの上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の 増減の状況は、以下の表のとおりです。

### 【上場会社監査事務所名簿等の状況】

(単位:監査事務所)

	前年度末	増加	減少	当年度末
上場会社監査事務所名簿(本登録事務所)(A)	118	5 (注1)	5 (注2、3、4)	118
準登録事務所名簿(B+C)	13	8	3	18
品質管理レビュー実施前監査事務所(B)	8	6 <sup>(注5)</sup>	3 (注1、5)	11
品質管理レビュー実施済監査事務所(C)	5	2	_	7
上場会社監査事務所名簿等登録事務所(A+B+C)	131	13	8	136
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	_	2 (注4)	_	2
名簿再登録制限者管理簿	10人	2人	_	12人

<sup>(</sup>注1) 本登録事務所として登録を認める決定を受けた結果、上場会社監査事務所名簿に新たに登録された監査事務 所は5事務所です。

- (注2) 上場会社との監査契約がなくなった監査事務所は2事務所です。
- (注3) 合併により消滅した監査事務所は1事務所です。
- (注4) 上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された監査事務所は2事務所です。
- (注5) 当年度中に準登録事務所名簿へ登録された場合における、準登録事務所名簿から上場会社監査事務所名簿へ の登録による増減数は含めていません。

### (1) 上場会社監査事務所名簿等への登録の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までに開催した品質管理委員会において、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否を決定した監査事務所は、以下の表のとおりです。

名簿の種類	登録を認める	登録を認めない
上場会社監査事務所名簿	5事務所	一事務所
準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施前監査事務所)	6事務所	一事務所
準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施済監査事務所)	2事務所	一事務所

### (2) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置の状況

当年度に開催した品質管理委員会において、新たに上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を決定した監査事務所は1事務所であり、その内訳は以下の表のとおりです。

品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示	1事務所 (前年度:2事務所)
上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又	一事務所
は準登録事務所名簿への登録の取消し	(前年度:2事務所)

### (3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示等の取扱いの状況

2019年4月1日から2020年3月31日までに、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた監査事務所は3事務所であり、その内訳は以下の表のとおりです。

公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を 講ずるよう勧告された監査事務所	2事務所
金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所	1事務所
当協会の懲戒処分を受けた監査事務所	1事務所

<sup>(</sup>注)複数の懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた監査事務所があります。

### (4) 名簿再登録制限者の指定の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までに、新たに名簿再登録制限者として指定された者は2人であり、指定の解除を受けた者はいません。2020年3月31日現在、名簿再登録制限者管理簿に名簿再登録制限者として記載されている者は12人です。

### (5) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会への不服申立ての状況及び適正手続等 審査会への審査申立ての状況

2019年4月1日から2019年9月30日までに、新たに上場会社監査事務所名簿等への登録又は上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置に関して不服申立てをした監査事務所はありません。また、2019年10月1日からは、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に代わる新たな不服審査機関として適正手続等審査会が始動していますが、2019年10月1日から2020年3月31日までに、新たに適正手続等審査会に審査申立てをした監査事務所はありません。なお、前年度から継続して審査を実施しているものの、いずれも係争中のため結論が確定していない2事務所については、2019年10月1日において、適正手続等審査会の審査に付されたものとみなされています。上場会社監査事務所登録・措置不服審査会及び適正手続等審査会において、当年度に審査事案に係る結論が決議された監査事務所はありません。

### (6) 再度審査

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会又は適正手続等審査会での審査の結果、監査事務所の 不服申立て又は審査申立てを相当と認めたときは、品質管理委員会に再度審査を要請します。な お、当年度においては、再度審査となった事案はありませんでした。

# 参考資料

### (資料1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況

当協会の2020年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士31,795人、監査法人245事務所となっています。当協会には16の地域会がありますが、そのうち会員数が最も多い地域会は、会員の過半数が所属する東京会であり、近畿会、東海会がこれに続きます。当協会の会員のうち、通常レビューの対象となる監査事務所数は206事務所(公認会計士62事務所、監査法人144事務所)ですが、その過半数は東京会に所属しており、近畿会、東海会がこれに続く状況は会員の所属状況と同様です。

### 【会員及び監査事務所の地域会別所属状況】

	公認会計量認会計士		監査法人		会員	計(公認会記	十士+監査法	:人)
地域会		うち通常 レビュー の対象		うち通常 レビュー の対象			うち: レビュー	
	(人)	(人)	(事務所)	(事務所)		(%)		(%)
北海道	382	1	6	4	388	(1)	5	(2)
東北	411	9	3	1	414	(1)	10	(4)
埼玉	745	0	0	0	745	(2)	0	(0)
千葉	740	1	1	0	741	(2)	1	(0)
東京	18,696	34	154	90	18,850	(58)	124	(60)
神奈川県	1,570	3	2	2	1,572	(4)	5	(2)
東海	2,100	6	14	9	2,114	(6)	15	(7)
北陸	296	0	1	0	297	(0)	0	(0)
京滋	667	0	8	7	675	(2)	7	(3)
近畿	3,598	5	35	17	3,633	(11)	22	(10)
兵庫	792	0	3	2	795	(2)	2	(0)
中国	472	1	5	3	477	(1)	4	(1)
四国	238	0	5	3	243	(0)	3	(1)
北部九州	792	1	4	2	796	(2)	3	(1)
南九州	213	1	3	3	216	(0)	4	(1)
沖縄	83	0	1	1	84	(0)	1	(0)
合計	31,795	62	245	144	32,040	(100)	206	(100)

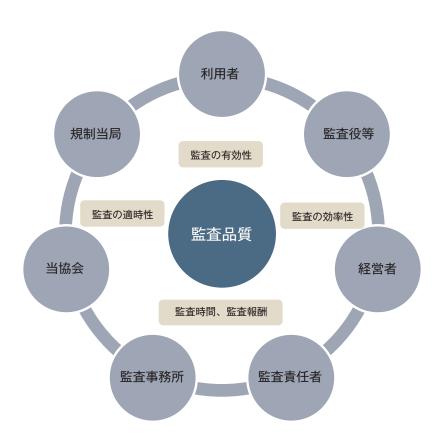
<sup>(</sup>注)公認会計士(外国公認会計士を含む)のうち監査法人勤務者数は13,851人です。

### (資料2) 監査品質について

監査品質は多面的で複雑な主題であり、国際的にも確立した監査品質の定義は存在せず、監査品 質に対する見方は、監査の利害関係者の立場によって様々です。監査が一般に公正妥当と認められ る監査の基準に準拠して実施され、財務諸表の重要な虚偽表示を看過しないこと(「監査の有効 性」)は利用者のニーズですが、そのためには、十分な「監査時間」と適切な水準の「監査報酬」 が確保される必要があります。一方で、監査が適時に効率的に実施される必要もあり、「監査の適 時性」、「監査の効率性」も監査品質に含まれる重要な要素です。

上述の監査品質の要素は、全ての利害関係者にとって重要ですが、それぞれの利害関係者のニー ズと特に結び付きやすいと考えられる要素の関係は、以下のように示すことができます。

### 【監査の利害関係者と監査品質に係る重要な要素】



監査の品質に関連して当協会が公表している主な資料

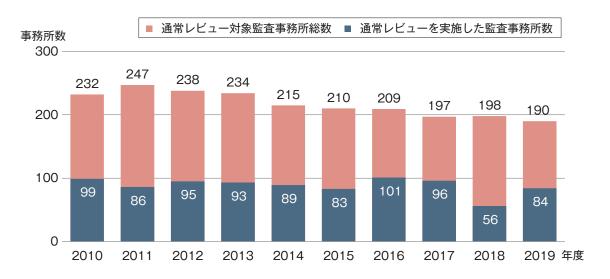
- 監査基準委員会研究報告第4号「監査品質の枠組み」(2015年5月29日)
- 品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書(2018年1月15日)
- 監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム「監査品質の指標(AQI)に関する研究報 告」(2018年11月21日)

### (資料3) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移

### 1. 通常レビューの実施状況の推移

過去10年間の通常レビュー実施監査事務所数は、以下の図のように推移しており、その背景に は以下に記載したような環境の変化があります。

### 【通常レビュー実施監査事務所数の推移】



2014年度には、監査事務所の合併や、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により、通常レビュー対象監査事務所の総数が234事務所から215事務所へと減少しました。

2016年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所が20事務所と大幅に増加したことから、これらの事務所を継続して指導するため、2015年度に新設された機動レビューを28事務所に実施した結果、レビューを実施した監査事務所数が増加しました。

2017年度には、監査人交代により個人事務所の通常レビュー対象会社等との監査契約が上場会 社監査事務所名簿等に登録された監査法人に変更となったこと等により、通常レビュー対象監査事 務所の総数が209事務所から197事務所へと減少しました。

2018年度には、通常レビュー対象監査事務所の総数は微増でしたが、レビューを実施した監査事務所は56事務所と大幅に減少しました。通常レビューは原則として3年間に一度実施するため、2018年度は基本的に2015年度の83事務所が通常レビューの対象となりますが、前述したとおり、2016年度に機動レビューを数多く実施したこと(28事務所)、また2015年度の通常レビューの後に解散や監査人交代で通常レビュー対象でなくなった監査事務所が多かったこと(25事務所)に起因しています。

2019年度において、レビューを実施した監査事務所数は、84事務所と例年並みとなっています。

### 2. 通常レビューの実施結果の推移

過去10年間にレビュー報告書を交付した監査事務所の通常レビューの実施結果は、次ページの 図のように推移しています。

通常レビューを実施した監査事務所数に対する「限定事項付き結論」の割合は、2009年度までは約30%前後で推移していましたが、2010年度から2014年度までにおいてはリスク・アプローチに基づく監査手続の実務への適用が進み、また、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所が増えたため、10%前後まで減少するとともに、二極化の傾向が鮮明になりました。

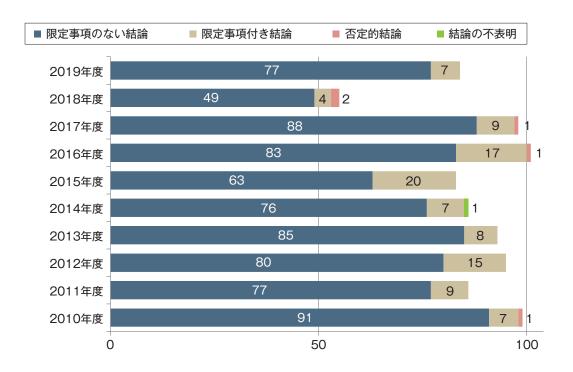
2015年度においては、改正後の品質管理レビュー制度の適用により、通常レビューの対象監査業務を拡大したことやリスクが高いと判断した監査業務のレビュー日数を増加させたことのほか、近年の度重なる会計不祥事を受けて、通常レビューの実施や結論の表明に当たり、より厳格かつ慎重な審議を行った結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が増加しました。

2016年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合は、前年度と比較して減少するとともに、2017年度及び2018年度においても、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が大きく減少しています。これは、機動レビュー等の実施を通じて監査事務所の監査品質の改善が進んだこと、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が通常レビューの対象でなくなったこと、及び監査事務所が解散したことによるものです。

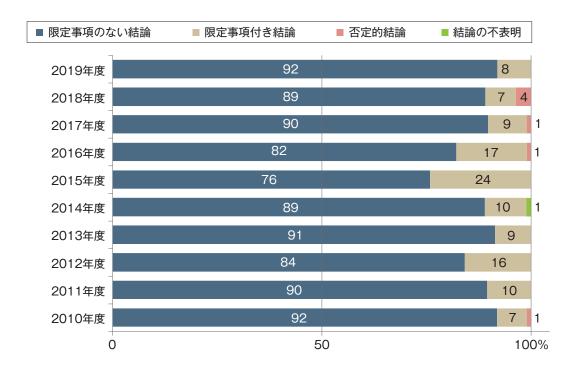
2019年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の数は、通常レビューを実施した監査事務所が多かったこともあり前年度と比較して増加しましたが、割合は前年並みとなりました。

なお、品質管理レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書を開始年度内に承認するに 至らなかった監査事務所が存在するため、品質管理レビューを実施した監査事務所数と品質管理レ ビューの結論ごとの監査事務所の総数が一致しない場合があります。

### 【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所数】



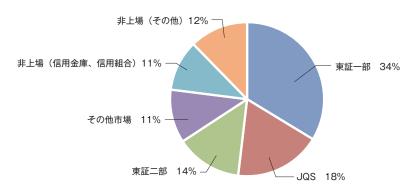
### 【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所の割合】



### (資料4) 通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、 決算期ごとの割合

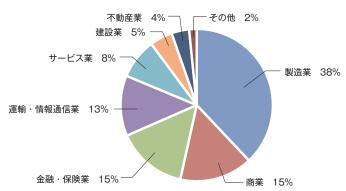
2019年度の通常レビューにおいて実施対象とした監査業務(187業務)の市場、産業、決算期ご との割合は、以下のとおりです。

### 【レビュー対象監査業務の市場ごとの割合】



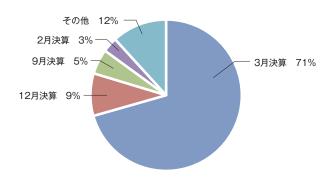
(注) 監査対象会社が複数の市場に上場している場合には、代表的な市場(東証一部等)に含めています。

### 【レビュー対象監査業務の産業ごとの割合】



(注)金融商品取引法が適用される監査対象会社については、金融庁EDINETの業種分類によっています。それ以外 の監査対象会社については、同業種分類で最もあてはまる業種に分類しています。

### 【レビュー対象監査業務の決算期ごとの割合】



(注)「その他」には、3月、12月、9月、2月決算以外のほぼ全ての月の決算が含まれています。

### (資料5) 通常レビューにおける改善勧告事項及び限定事項付き結論 又は否定的結論となった監査事務所の改善勧告事項

### 1. 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューにおける主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は、以下の表のとおりです。

(単位:監査事務所)

			前年度			当年度		
	改善勧告事項		その他の 監査事務所	合 計 (注1)	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の監査事務所	合 計	
監	品質管理の全般的体制	4	4	8 (15%)	7	5	12 (14%)	
査	職業倫理及び独立性	6	6	12 (22%)	5	4	9 (11%)	
務	契約の新規の締結及び更新	3	_	3 (5%)	4	_	4 (5%)	
監査事務所における品質管理	専門要員の採用、教育・訓練、 評価及び選任	_	1	1 (2%)	1	_	1 (1%)	
ける	審査	5	2	7 (13%)	2	3	5 (6%)	
品	品質管理システムの監視	2	4	6 (11%)	3	4	7 (8%)	
単管	監査調書の整理及び管理・保存	2	1	3 (6%)	4	1	5 (6%)	
理	指示と監督及び監査調書の査閲	1	1	2 (4%)	4	1	5 (6%)	
	監査事務所間の引継	2	_	2 (4%)	1	1	2 (2%)	
	監査の基本的な方針	13	1	14 (25%)	7	1	8 (10%)	
	企業及び企業環境の理解	9	2	11 (20%)	7	7	14 (17%)	
	仕訳テスト	13	6	19 (35%)	34	14	48 (57%)	
監査業務に	不正を含む重要な虚偽表示リス クの識別、評価及び対応 (仕訳テストを除く)	15	6	21 (38%)	25	5	30 (36%)	
務   に	内部統制	13	4	17 (31%)	21	_	21 (25%)	
おけ	実証手続の立案及び実施	10	3	13 (24%)	17	8	25 (30%)	
おける品質管理	監査証拠	16	8	24 (44%)	17	12	29 (35%)	
晶	監査役等とのコミュニケーション	19	2	21 (38%)	7	7	14 (17%)	
管	会計上の見積りの監査	23	8	31 (56%)	26	19	45 (54%)	
埋	関連当事者	4	2	6 (11%)	4	2	6 (7%)	
	グループ監査の手続	8	1	9 (16%)	7	1	8 (10%)	
	分析的実証手続	4	1	5 (9%)	7	2	9 (11%)	
	詳細テスト	12	1	13 (24%)	4	8	12 (14%)	
	財務諸表の表示及び開示	7	6	13 (24%)	5	5	10 (12%)	
改善	善善整告書交付監査事務所数 (注2)	37	13	50 (91%)	52	27	79 (94%)	
【参	考】レビュー報告書交付監査事 務所数 <sup>注3)</sup>	41	14	55 (100%)	55	29	84 (100%)	

<sup>(</sup>注1) 表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査 事務所数の割合です。

<sup>(</sup>注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「改善勧告 書交付監査事務所数」と一致しません。

<sup>(</sup>注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付される ため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないこと があります。

### 2. 限定事項付き結論又は否定的結論となった事務所の改善勧告事項

通常レビューにおいて、「限定事項付き結論」又は「否定的結論」となった監査事務所が受けた 改善勧告事項について、項目ごとに集計した監査事務所数は、以下の表のとおりです。

(単位:監査事務所)

					(単位・監	旦于7万/八/
		前年度			当年度	
限定事項	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の監査事務所	合 計	上場会社 監査事務所 名簿等登録 事務所	その他の 監査事務所	合 計
限定事項付き結論又は否定的結論の 監査事務所数 <sup>(注1)</sup>	3	3	6	4	3	7
うち監査事務所における品質管理 に関する事項 <sup>(注1)</sup>	3	3	6	4	3	7
品質管理の全般的体制	2 (2)	2 (2)	4 (4)	2 (1)	2 (2)	4 (3)
職業倫理及び独立性	2 (2)	2 (1)	4 (3)	1 (1)	2 (1)	3 (2)
契約の新規の締結及び更新	2 (2)	_	2 (2)	1 (1)	_	1 (1)
専門要員の採用、教育・訓練、 評価及び選任	_	_	_	1 (1)	_	1 (1)
審査	3 (3)	1 (1)	4 (4)	_	2 (2)	2 (2)
品質管理システムの監視	_	3 (1)	3 (1)	_	2	2
監査調書の整理及び管理・保存	2 (2)	_	2 (2)	1	1	2
指示と監督及び監査調書の査閲	1 (1)	1	2 (1)	3 (3)	1 (1)	4 (4)
うち監査業務における品質管理に 関する事項 <sup>(注1)</sup>	3	3	6	4	3	7
監査事務所間の引継	_	_	_	1 (1)	_	1 (1)
監査の基本的な方針	3	1	4	2	_	2
企業及び企業環境の理解	2	2 (1)	4 (1)	1	_	1
仕訳テスト	_	2	2	4	3	7
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応 (仕訳テストを除く)	2 (2)	2 (1)	4 (3)	4 (4)	3	7 (4)
内部統制	2	1 (1)	3 (1)	4 (2)	_	4 (2)
実証手続の立案及び実施	3	1 (1)	4 (1)	2	1	3
監査証拠	3	2 (1)	5 (1)	2 (1)	2	4 (1)
監査役等とのコミュニケーション	2	1 (1)	3 (1)	3	1	4
会計上の見積りの監査	3 (1)	2 (2)	5 (3)	4	3 (3)	7 (3)
関連当事者	2	2 (1)	4 (1)	_	1	1
グループ監査の手続	_	1	1	_	_	_
分析的実証手続	_	1	1	_	_	_
詳細テスト	2	_	2	_	1	1
財務諸表の表示及び開示	2	2	4	1	1	2
(A) . ) Pt. 1	#	I H A		I m²t. I a − I a → I d		

<sup>(</sup>注1) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「限定事項 付き結論又は否定的結論の監査事務所数」、「監査事務所における品質管理に関する事項」又は「監査業務に おける品質管理に関する事項」の数とは一致しません。

<sup>(</sup>注2)表中の()は「限定事項付き結論」又は「否定的結論」の原因となった限定事項の項目ごとの監査事務所 数です。

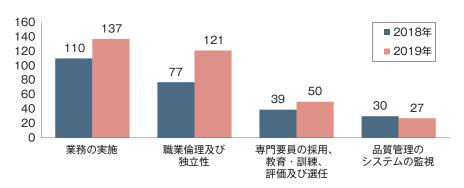
### (資料6) 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の調査結果の概要

監査監督機関国際フォーラム(以下「IFIAR」という。)は、世界各国・地域の監査監督機関から 構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されています。IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降毎年調査しており、2020年2月17日付けで8回目となる2019年の調査結果を公表しました。今回の調査は49の加盟監督機関からの報告によるものであり、以下、その調査結果について参考として記載しています。

### (1) 監査事務所における品質管理の検査結果

監査事務所における品質管理については、42の加盟監督機関が143事務所を検査した結果が報告 されています。検査で指摘の多い項目は、以下のとおりです。

### 【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR "Survey of Inspection Findings 2019" pageA-4の表を基に作成

業務の実施においては、指摘数が前年度に比して増加していますが、前年度同様、監査メソドロジー・ガイダンスに関する指摘や監査チームの監督及び査閲の方針や手続に関する整備及び運用が十分に行われていないという指摘が引き続き上位に挙がっています。

職業倫理及び独立性においても、指摘数は前年度に比して増加しており、特に前年度から多くの 指摘が挙がっていた社員及び専門職員の個人の独立性についてのモニタリングに関する指摘が更に 増加しています。

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する指摘としては、社員の登用と業績評価や監査チームの組成及び監査事務所の研修計画の遵守などに関する指摘が挙がっています。

品質管理のシステムの監視に関する指摘については、前年度同様、監査業務の定期的な検証に関する指摘が上位に挙がっています。

### (2) 上場企業 (Listed PIEs) の監査業務における品質管理の検査結果

監査業務における品質管理については、42の加盟監督機関が134事務所の上場会社監査業務926業務を検査した結果が報告されています。調査結果において、一つ以上の検査指摘事項があった割合の推移は、下表のとおりです。IFIARは上場企業の検査において一つ以上の指摘のあった監査業務の割合を2015年度を基準として4年間で少なくとも1/4削減するという目標を設定していましたが、2019年調査によれば、検査指摘割合は減少しているものの、当該目標の達成には至りませんでした。IFIARは加盟監督機関に対し、引き続き監査品質の更なる向上と高品質な監査の一貫性ある実施に焦点を当てるとともに、監査品質の更なる向上のための取組の特定と実施を継続するよう求めています。また、検査指摘割合について2019年度を基準として、2023年度までに1/4削減するという新しい目標を設定しました。なお、システム上重要な金融機関(SIFIs)の監査業務における一つ以上の検査指摘事項があった割合は、26%(2018年調査では43%)でした。

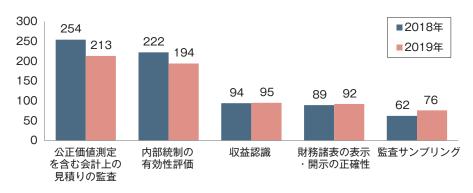
#### 【一つ以上の検査指摘事項がある上場企業の監査業務の割合の推移】

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
47%	43%	42%	40%	37%	33%

(出典) IFIAR "Survey of Inspection Findings 2019"page 4の表

上場企業の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目は以下のとおりであり、前年 度と同様の項目が上位になっています。

### 【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR "Survey of Inspection Findings 2019"page B-7の表を基に作成

公正価値測定を含む会計上の見積りの監査については、指摘数は前年度から減少していますが、 前年度同様、整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないと いう指摘がほぼ半数を占めています。

また、内部統制の有効性評価においても指摘数は前年度よりも減少していますが、最も多い指摘は前年度同様で、手作業による統制の信頼性を裏付ける十分な監査証拠を入手していないという指摘であり、経営者によって作成された情報や報告書に対する内部統制の運用評価手続並びにそれら情報の正確性及び網羅性の検証を十分に行っていないという指摘も多く挙がっています。

### (資料7) 2018年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会委員長鈴木昌治殿

2 0 1 9 年 6 月 3 日 品 質 管 理 審 議 会 審議会長 山 崎 彰 三

当審議会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、貴委員会から2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において適切に運営されているかどうかについて検討・評価を行った。

その結果、品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、オフサイトモニタリングによる情報収集・分析の一層の強化と品質管理レビューの実効性の向上(2017年度勧告事項1(4))等において、成果を挙げていると認められるが、当審議会は、監査の品質管理のシステムの更なる質的向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

#### 勧告事項1. 品質管理レビューの一層の充実

#### (1) レビューアーの能力の向上を目的とした取組の計画的な実施 (継続)

2017年度において、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会において不服申立てが相当と認められた事案を契機として、品質管理レビューの審査をより慎重に実施する体制を整備して、運用した結果、2018年度において、同様の事案が発生しなかった点については、慎重な審査体制が機能したものと評価できる。

また、レビューアーの能力の向上については、レビューアーに求められるスキルを、監査実務スキル、レビュー実務スキル、ソフトスキルに細分化して詳細に検討し、レビューアーの職位・経験年次に沿って必要なスキルを明確にした上で、レビューアーに求められる技能(①問題発見力、②文章表現力、③指導力)、能力(①洞察力、②判断力、③説明力)を向上させる研修プログラムを策定・実施したことは適切な取組であったと評価できる。

引き続き、個々のレビューアーが協会レビューの特長である監査事務所に対する適切な指導を実施できるよう更なる改善に努められたい。

### (2) 品質管理レビュー制度等の見直しを踏まえた整備・運用の準備(新規)

公認会計士監査の信頼性を毀損する事態を回避するために、大規模上場会社における重大監査事故を防止することにリスクフォーカスした品質管理レビューを実施して、監査事務所から相応の評価を得たことは、成果として評価できる。

今後は、品質管理レビューの実効性を向上させる施策として、品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームが2019年3月に取りまとめた「品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱」に基づく制度改正が施行される場合に備え、新制度の整備・運用の準備に努めるとともに、新たに上場会社監査を希望する監査事務所に対する適切かつ十分な審査を実施するなど、当該改正趣旨に則って、引き続き、監査事務所から評価される実効性のある品質管理レビューを実施できるように努められたい。

また、公認会計士・監査審査会との情報連携なども含めて、オフサイトモニタリングによる情報 収集・分析の一層の強化を図られたい。

### 勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

#### (1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動(継続)

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する資本市場関係者等の理解向上を目指し、前年度のアンケート結果を踏まえ、より分かりやすさを追求した「品質管理委員会年次報告書」及び同書の概要である「品質管理レビューの概要」を作成して、ウェブサイトにおいて公表するとともに、後者については、上場企業の監査役等や機関投資家等に冊子を送付して、能動的な情報提供に努めたことは、適切な周知活動として評価できる。

また、会員向けに発行していた「改善勧告事項事例集」を、会員外の者に分かりやすい内容の「品質管理レビュー事例解説集」として再構成して作成し、ウェブサイトにおいて公表するとともに、監査役協会主催の講演会で解説を実施したことは、協会の説明責任を果たし、監査役等と会計監査人とのコミュニケーションを促進する取組として評価できる。

今後は、アンケート等により周知活動の効果・問題点を把握した上で、より的確かつ効果的な周知活動を実施できるよう、周知活動の内容・方法の更なる改善に努められたい。

以上

### (資料8) 品質管理関係規程の変更等

当年度は、会則の一部変更、品質管理レビュー手続の改正及び品質管理レビューツールの改定が ありました。

#### 会則の一部変更(2019年7月22日:総会承認)

品質管理レビュー制度等の実効性及び透明性の向上を図るため、主に次の点について見直しが行 われました。

### 品質管理レビュー制度

- ・通常レビューの実施頻度の柔軟化(第77条関係)
- ・特別レビューの実施要件の緩和(第77条関係)
- ・品質管理委員会のフィードバック機能の強化(第80条関係)

#### 上場会社監査事務所登録制度

- ・上場会社監査事務所部会のオフサイト・モニタリング機能の強化(第84条関係)
- ・上場会社監査事務所に係る不備事項の開示対象の拡充(第93条関係)
- ・上場会社監査事務所登録制度に係る措置の確定及び効力発生時期の明確化(第100条関係)

### 品質管理レビュー手続の改正(2019年5月23日:常務理事会承認)

品質管理レビューの実効性の向上に向けた改善を行う目的で、主に以下の改正を行いました。

### 1. 2018年度品質管理レビューの結果等を踏まえた改正

- ・選定した往査対象とする従たる事務所及び通常レビューの対象とする監査業務について、品 質管理委員会がサプライズ通知を行う場合の選定結果の通知期日によらず選定結果を通知す る必要があると判断した場合は、事前にその旨を監査事務所に通知しないものとする規定の 追加(第168-2項、第526-2項)
- ・事後判明事実に係る手続について、第三者委員会の設置の頻度が高くなるなどの環境の変化を 考慮し、かつ、レビュー報告書の適時な交付のための各手続の見直し(第343-5項、第343-6 項、第343-7項、第343-8項、第343-9項)
- ・否定的結論に該当する要件のうち、重要な虚偽表示の看過と広範囲の監査調書未記録につい て、それぞれ別個の要件として明確化(第405項)
- ・名簿再登録制限者の指定解除のためのレビューに関する手続の新設(第563-3項)

#### 2. その他の改正

・大手監査法人の定義を公認会計士・監査審査会が使用する定義と整合させる見直し(第2項)

### 品質管理レビューツールの改定(2019年4月17日:品質管理委員会承認)

2018年度品質管理レビューの実施結果及び2019年度の品質管理レビューに適用されることになる当協会の実務指針等を踏まえ、監査事務所プロフィール(QCQ100)、品質管理のシステムに関する質問書(QCQ300)、監査業務プロフィール(QCQ400)、改善状況報告書(QCQ500)、通常レビュー実施計画手続書(QCP100)、品質管理のシステムに関するレビュー手続書(QCP300)及び監査業務レビュー手続書(QCP400)等を見直しています。

### (参考) 品質管理関係規程について

※ 2019年7月22日の会則変更において、品質管理レビュー制度等の見直しを行っており、変更 後の規定は、2020年7月1日以後に手続を開始する品質管理レビューから適用することとして います。本報告書の対象である2019年度の品質管理レビューについては、変更(廃止)前の 規程に基づく従前の制度により実施しており、以下では2019年度の品質管理レビューに適用 のある規程を記載しています。

#### (1) 品質管理関係規程の内容

### <会則>

当協会の根幹となる規程であり、品質管理レビュー制度の枠組み、措置等の会員の権利・義務に関する基本的事項を定めています。

### <規則>

#### 品質管理委員会規則

会則の委任に基づき、品質管理の状況のレビューの実施及び措置並びに品質管理委員会の職務及 び組織に関して必要な事項を定めています。

### 上場会社監査事務所登録規則

会則の委任に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関して必要な事項を定めています。

### 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則(~2019年9月30日)

#### 適正手続等審査会規則(2019年10月1日~)

会則の委任に基づき、上場会社監査事務所の登録及び措置に関する不服審査機関の運営に関して 必要な事項を定めています。

### 品質管理審議会規則(~2019年9月30日)

#### 自主規制モニター会議規則(2019年10月1日~)

会則の委任に基づき、モニタリング機関の運営に関して必要な事項を定めています。

### <細則>

### 品質管理委員会運営細則

品質管理委員会規則の委任に基づき、品質管理委員会、品質管理審査部会、準登録事務所登録審 査部会及び品質管理特定事案検討部会並びにレビューチームの運営に必要な事項を定めています。

### 品質管理レビューの措置に関する細則

品質管理委員会規則の委任に基づき、監査事務所に対して措置を決定する場合の基準を定めてい ます。

### 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示に係る細則

品質管理委員会規則に規定する品質管理レビュー結果の概要の開示に関し必要な事項を定めてい ます。

### 上場会社監査事務所登録細則

上場会社監査事務所登録規則の委任に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運 営に必要な事項を定めています。

### 上場会社監査事務所部会 登録事務所規約

会則の委任に基づき、上場会社監査事務所名簿等登録事務所の義務を定めています。

### (2) 品質管理関係規程の体系

会則	品質管理レビュー	上場会社監査事務所の登録	モニタリング
		上場会社監査事務所登録規則	
規則	品質管理委員会規則	上場会社監査事務所登録· 措置不服審査会規則 (~2019年9月30日) 適正手続等審査会規則 (2019年10月1日~)	品質管理審議会規則 (~2019年9月30日) 自主規制モニター会議規則 (2019年10月1日~)
	品質管理委員会運営細則	上場会社監査事務所登録細則	
細則	品質管理レビューの措置に関 する細則	上場会社監査事務所部会登録 事務所規約	
が田欠り	品質管理レビュー結果の概要 の第三者への開示に係る細則		
	品質管理レビュー基準		
要領	品質管理実施状況の報告に関 する要領		
	品質管理レビュー手続		
内規	品質管理レビューツール		

上表の規程の改正承認主体は、以下の表のとおりです。

会則	総会
規則	
細則	理事会
要領	常務理事会
内規	品質管理委員会

本報告書に対するご意見・ご要望等の連絡先 「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス qc-opinion@jicpa.or.jp

### 品質管理委員会の構成員

品質管理委員会の構成員は、以下のとおりです。(2020年5月19日現在)

### 品質管理委員会

委員長 小暮 和敏

日本公認会計士協会

副会長

委員(\*) 丸島 俊介 日本弁護士連合会

元事務総長

委員 北方 宏樹

日本公認会計士協会 常務理事

委員 椎名 弘 日本公認会計士協会

常務理事

委員(\*) 唐津 恵一

東京大学大学院法学政治学研究科 ビジネスロー・比較法政研究センター 教授

委員

伏谷 充二郎 日本公認会計士協会 常務理事

委員 北澄 和也 日本公認会計士協会 常務理事

委員 南 成人 日本公認会計士協会 常務理事

(\*) 会員外の有識者を表示しています。

委員(\*) 林 謙太郎

株式会社東京証券取引所 上場部長

委員 新井 達哉 日本公認会計士協会 常務理事

委員 小林 尚明 日本公認会計士協会 常務理事

### \*法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質 及び不正リスク対応」研修教材



教材コード Q030001

研修コード 3101

履修単位 4単位

### <申告方法>

電子申告又はFAX申告(随時申告書第一号用紙CPE 指定記事専用)で申告してください。いずれの場合も 200字程度の研修概要等の記載が必要です。

### <単位の上限>

1事業年度に取得できるCPE指定記事の単位の上限 は40単位です(ただし、CPE指定記事を含む自己学 習全体で40単位が上限です)。

### <問合せ先>

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1 日本公認会計士協会 総務本部研修グループ TEL:03-3515-1126 FAX:050-3737-6397

